



第2次長岡京市人権教育・啓発推進計画

平成29年3月
長岡京市



人・地域の絆に根ざした

“ゆるぎない安心”をつくるために



私たち一人ひとりの個性が尊重され、誰もが生き生きと自分らしく暮らせる社会の実現には、誰もが持つ、人としての権利が守られる社会の構築が必要です。そのためには、年齢や性別、国籍、そして障がいや病気の有無を超え、一人ひとりの個性、価値観を尊重することが大切です。

こうした人権尊重の社会の実現に向け、本市においては、2000年（平成12年）に「人権教育のための国連10年 長岡京市行動計画」を、2006年（平成18年）には「長岡京市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権問題の解決と、市民の人権意識の向上に向け取り組んでまいりました。

しかし、残念なことに私たちの周りには、未だに同和問題や女性に対する暴力、高齢者や子どもに対する虐待などをはじめとした人権問題が存在しています。また、ヘイトスピーチやインターネットによる差別的な書き込みなど、国際化や高度情報化、少子高齢化等の社会環境の変化に伴う新たな人権問題も顕在化してきています。

このため、長岡京市の人権教育・啓発に関わる施策の基本指針としていました「長岡京市人権教育・啓発推進計画」を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に進めることができるよう、この度「第2次長岡京市人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、長岡京市の目指す「人・地域の絆に根ざした、“ゆるぎない安心”をつくる」ために、人権教育・啓発に関する施策を一層進めてまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

2017（平成29）年3月

長岡京市人権教育・啓発推進計画推進本部長

長岡京市長 **中小路 健吾**

目 次

はじめに	1
第2次長岡京市人権教育・啓発推進計画 策定過程と戦略	1
1 国際的な人権尊重の流れ	2
2 国内の動向	4
3 京都府の動向	5
第1章 計画の基本理念	6
1 計画策定の趣旨	7
2 計画の目標及び性格など	8
(1) 計画の目標	8
(2) 計画の性格	8
(3) 人権教育・啓発の定義について	8
(4) 計画の目標年次	8
3 人権教育・啓発推進の視点	9
第2章 人権問題の現状と課題及び取り組みの方向	10
1 同和問題	11
2 女性の人権問題	14
3 子どもの人権問題	18
4 高齢者の人権問題	22
5 障がいのある人の人権問題	26
6 外国人の人権問題	31
7 病気による人権問題	33
◆エイズ（A I D S，後天性免疫不全症候群）	33
◆ハンセン病	34
◆難病	35
8 様々な人権問題	36

第3章	人権教育・啓発の推進—人権文化の構築—	44
1	人権教育・啓発の推進—人権文化の構築とは	44
2	人権の多面性を理解する	45
3	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	46
	(1) 保育所・幼稚園・認定こども園	46
	(2) 小・中学校	47
	(3) 地域社会	50
	(4) 家庭	51
	(5) 企業・職場	52
4	人権に特に関係する職業従事者に対する研修などの推進	53
	(1) 市職員	53
	(2) 教職員・社会教育関係職員	54
	(3) 医療関係者	55
	(4) 保健福祉関係者	55
5	指導者の養成	56
6	計画推進の体制づくり	56
	(1) 長岡京市における推進体制の充実	56
	(2) 京都府、近隣市町村、関係団体などとの連携	56
	(3) 市民の主体的な啓発活動の支援	57
7	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	57
	用語解説	59

はじめに

第2次長岡京市人権教育・啓発推進計画 策定過程と戦略

- これまでの長岡京市の人権教育・啓発活動
 - ・「人権教育のための国連10年長岡京市行動計画」（2000年策定）
 - ・「長岡京市人権教育・啓発推進計画」（2006年策定）



- 新たな人権における動向
 - ・「ヘイトスピーチ対策法」、「障害者差別解消法」等の法的整備
 - ・社会情勢の変化等による新たな人権課題

従来の人権課題

- ・同和
- ・外国人
- ・障がい者
- ・高齢者
- ・子ども
- ・女性
- ・ハンセン病、エイズ、難病等
- ・犯罪被害者
- ・ホームレス
- ・アイヌ等の民族

など

社会情勢の変化等による新たな人権課題

- ・ヘイトスピーチ
- ・性同一性障がい、性的指向
- ・インターネットによる人権侵害
- ・ハラスメント
- ・長時間・過重労働

など

様々な人権課題に対応した施策が必要

第2次長岡京市人権教育・啓発推進計画

計画戦略

- ・人権意識が浸透したまちを目指した、あらゆる場での人権教育・啓発の推進
- ・従来の人権問題に対する継続した施策と内容の充実に向けた取り組みの推進
- ・新たに顕在化した人権問題に対し、焦点をあてた取り組みの推進

※の付いた用語は解説（P59～）があります。

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下、国連という。）では、1948年（昭和23年）第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言[※]」を採択して以来、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約[※]」など様々な人権に関する数多くの国際規範が採択されました。また、1994年（平成6年）に設置された国連人権高等弁務官[※]や2006年（平成18年）に設置された国連人権理事会などにより、各国の人権状況の審査などが行われ、平和と人権が尊重される社会の実現に向けた活動を展開されてきました。

とりわけ、人権教育の推進については、1994年（平成6年）の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において、人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもとに、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年[※]」と決議されました。これにより、各国において国内行動計画を策定することや、地方および地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められました。

また、「人権教育のための国連10年」終了後には、引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画[※]」が採択されました。そして、第3フェーズ行動計画（2015年（平成27年）～2019年（平成31年））においては、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた人権教育の推進を求めています。

しかし、こうした取り組みが進められている一方で、世界の各地では、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権が侵害され、生命の危険にまでさらされているという現状があります。

このため、国際社会において平和の確立や人権尊重の社会実現に向け、一層の取り組みの推進が求められています。

○日本が批准した国連の人権に関する国際規範（国連の採択年順）

採択年	批准年	条約名
1951年	1981年	難民の地位に関する条約
1952年	1955年	婦人の参政権に関する条約
1965年	1995年	あらゆる形態の人種差別に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
1966年	1979年	国際人権規約
1967年	1982年	難民の地位に関する議定書
1979年	1985年	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約（女子差別撤廃条約）
1984年	1999年	拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約
1989年	1994年	児童の権利に関する国際条約（子どもの権利条約）
2000年	2004年	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書
2000年	2005年	児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書
2006年	2009年	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制的失踪防止条約）
2006年	2014年	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

○人権教育に関する国際的な動き

年	主な動き
1994年	「人権教育のための国連10年」決議 「人権教育のための国連10年（1995年～2004年）行動計画策定
2004年	「人権教育のための世界計画決議」
2005年	「人権教育のための世界計画」の「第1フェーズ行動計画（2005年～2009年）」開始
2010年	「人権教育のための世界計画」の「第2フェーズ行動計画（2010年～2014年）」開始
2015年	「人権教育のための世界計画」の「第2フェーズ行動計画（2015年～2019年）」開始

2 国内の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取り組みが推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約[※]をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年[※]」、「国際児童年[※]」、「国際障害者年[※]」、「国際識字年[※]」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

また、国内における、同和問題や女性、障がいのある人、外国人などにおける様々な人権問題についても、共生社会[※]の実現などの理念のもとに、その改善に向けた様々な施策が実施されてきています。近年では、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法[※]」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律[※]（「障害者差別解消法」）」の制定がされました。さらに、同和問題については「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が制定され、外国人については「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）[※]」が、子どもについては「いじめ防止対策推進法[※]」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律[※]（子どもの貧困対策法）」など、様々な人権問題に関わる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

その一方、人権教育・啓発については、1995年（平成7年）12月に、「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997年（平成9年）に、国内行動計画が策定されました。そして、2000年（平成12年）12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律[※]（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）」が制定・施行され、第5条において「地方公共団体は人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定され、2002年（平成14年）3月に、同法に基づき国の「人権教育・啓発に関する基本計画[※]（以下、「基本計画」という。）」が策定されました。

しかしながら、未だに我が国の人権に関する現状については、国連の規約人権委員会[※]をはじめとした関係機関から、男女の格差や子どもの貧困など様々な人権問題が存在すると指摘されています。そのため、今後も国内において人権意識の高揚を図るため、人権教育・啓発に関する取り組みの推進が求められています。

○国の人権に関する主な動き

年	主な国の動き
1995年	「人権教育のための国連10年推進本部」設置
1996年	「人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）」 (人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進が国の責務として位置付けられる)
1997年	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画策定
1999年	人権擁護推進審議会答申 (人権教育・啓発の基本的事項について)
2000年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2001年	人権擁護推進審議会答申 (人権救済制度の在り方について)
2002年	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2011年	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更

3 京都府の動向

京都府においては、国内外の人権をめぐる状況などを踏まえ、1999年(平成11年)に「人権教育のための国連10年京都府行動計画^{*}」を、2005年(平成17年)に「新京都府人権教育・啓発推進計画^{*}」を策定し、人権教育・啓発が推進されてきました。そして、京都府の「人権教育・啓発」施策の効果を把握するとして、2011年(平成23年)に「『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査」及び2014年(平成26年)に補足調査が実施されました。そうした「新京都府人権教育・啓発推進計画」における成果や課題及び、高度情報化、グローバル化などの社会情勢の変化等を踏まえ、2016年(平成28年)1月に「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」として改定がされました。

また、京都府では計画以外の分野でも、世界人権宣言採択の65周年にあたる2013年(平成25年)11月に、京都府、京都市、京都地方法務局及び(公財)世界人権問題研究センターの4者による「世界人権宣言65周年京都アピール」が発表されました。

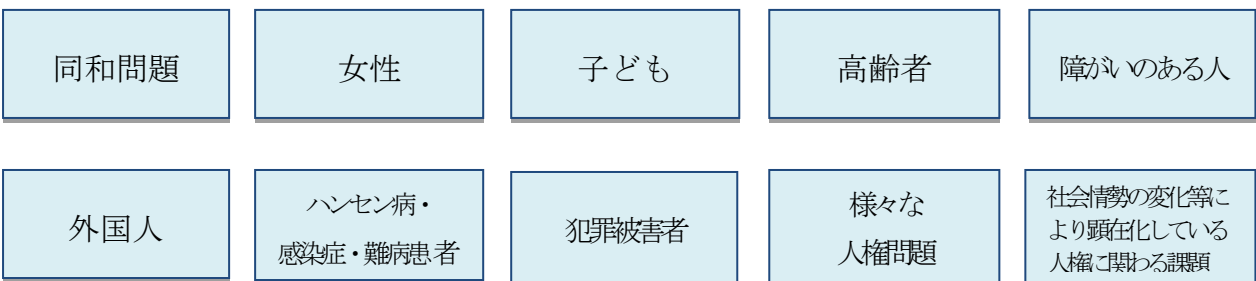
さらに、個別分野においても「京都府子どもの貧困対策推進計画^{*}」の策定や、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例^{*}」が施行されるなどの施策が進められています。

第1章 計画の基本理念

長岡京市の目指すべき姿（目標）

- ・ 平和と人権を大切にして、心のふれあうまちをつくりましょう（長岡京市民憲章）
- ・ 人・地域の絆に根ざした、“ゆるぎない安心”をつくる（第4次総合計画政策の大綱）

社会における人権問題



近年ではLGBTや
ヘイトスピーチなど

人権教育・啓発推進の方針

人権教育・啓発推進の視点（方針）

- ①一人ひとりを大切にした共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ②生涯学習としての人権教育・啓発
- ③身近な問題から考える人権教育・啓発

施策

様々な人権問題に対する取り組み
同和問題、女性・高齢者などの人権問題

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
教育機関・地域・家庭・企業等

人権に関する指導者の養成
教職員・公務員・医療関係者等

推進の体制

市行政内部での連携強化、京都府、近隣市町村、関係団体、市民との連携

1 計画策定の趣旨

本市においては、1977年（昭和52年）に定めた「長岡京市民憲章」では、いち早く人権の尊重を市民共通のまちづくりの理念として「平和と人権を大切に、心のふれあいまちをつくりましょう」を掲げてきました。

また、2016年（平成28年）に策定した最上位計画である「長岡京市第4次総合計画^{*}」の政策の大綱の一つには「人・地域の絆に根ざした、“ゆるぎない安心”をつくる」を掲げ、「長岡京市第3次総合計画」に引き続き、市民の人権を守ることにしても目標としています。

本市では、2000年（平成12年）に策定した、「人権教育のための国連10年長岡京市行動計画（以下「長岡京市行動計画」という。）」を継承した、「長岡京市人権教育・啓発推進計画」を2006年（平成18年）に策定し、今日まで、民主的で文化的な市政の発展とあらゆる人権問題の解決を目指し、人権意識の高揚を図る取り組みを推進してきました。

しかしながら、今日においても、なお、児童虐待、女性に対する暴力、同和地区出身者や高齢者、障がいのある人、外国人などへの差別、人権侵害などが依然として存在しています。

さらに少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など社会状況の変化によって、新たな人権問題も顕在化しており、より一層積極的な人権教育・啓発の取り組みが求められています。

こうした状況の中、これまでの人権問題について継続的に取り組むとともに、新たな課題に対応できるよう広い視野をもって人権教育・啓発に関する取り組みを推進するため、「第2次長岡京市人権教育・啓発推進計画」を改定するものです。

2 計画の目標及び性格など

(1) 計画の目標

この推進計画は、「長岡京市人権教育・啓発推進計画」の取り組みを継承・発展させ、市民一人一人が、学校や職場はもとより家庭や地域などのあらゆる場において実施される人権教育・啓発を通じて、人権尊重の考え方を理解し、そして誰もが社会の一員として尊重され、幸せに生きることのできる、平和で人権が尊重された豊かなまちの実現を目標とします。

(2) 計画の性格

この推進計画は、「人権教育・啓発推進法」に基づき、本市が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

(3) 人権教育・啓発の定義について

この計画における「人権教育・啓発」とは、国連の「人権教育」の定義である「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取り組み」と同様の意味で使用します。

(4) 計画の目標年次

この計画の計画期間は、2017年（平成29年）から概ね10年とします。

なお、計画期間中は社会情勢の変化などにより必要に応じて計画の見直しを行い、また、期間満了後においても成果を踏まえ取り組みを継続します。

3 人権教育・啓発推進の視点

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るため実施してきた本市における同和教育や啓発活動、並びに「長岡京市行動計画」、「長岡京市人権教育・啓発推進計画」の取り組みを踏まえ、次の点に留意して進めます。

(1) 一人ひとりを大切にした共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等により不当に差別されることなく、一人ひとりがかけがいのない存在として尊重され、社会の一員として参画できることが大切です。そのため、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し合い、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指す取り組みを推進します。

(2) 生涯学習としての人権教育・啓発

「人権教育・啓発推進法」が規定する基本理念（第3条）には、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」と述べられています。

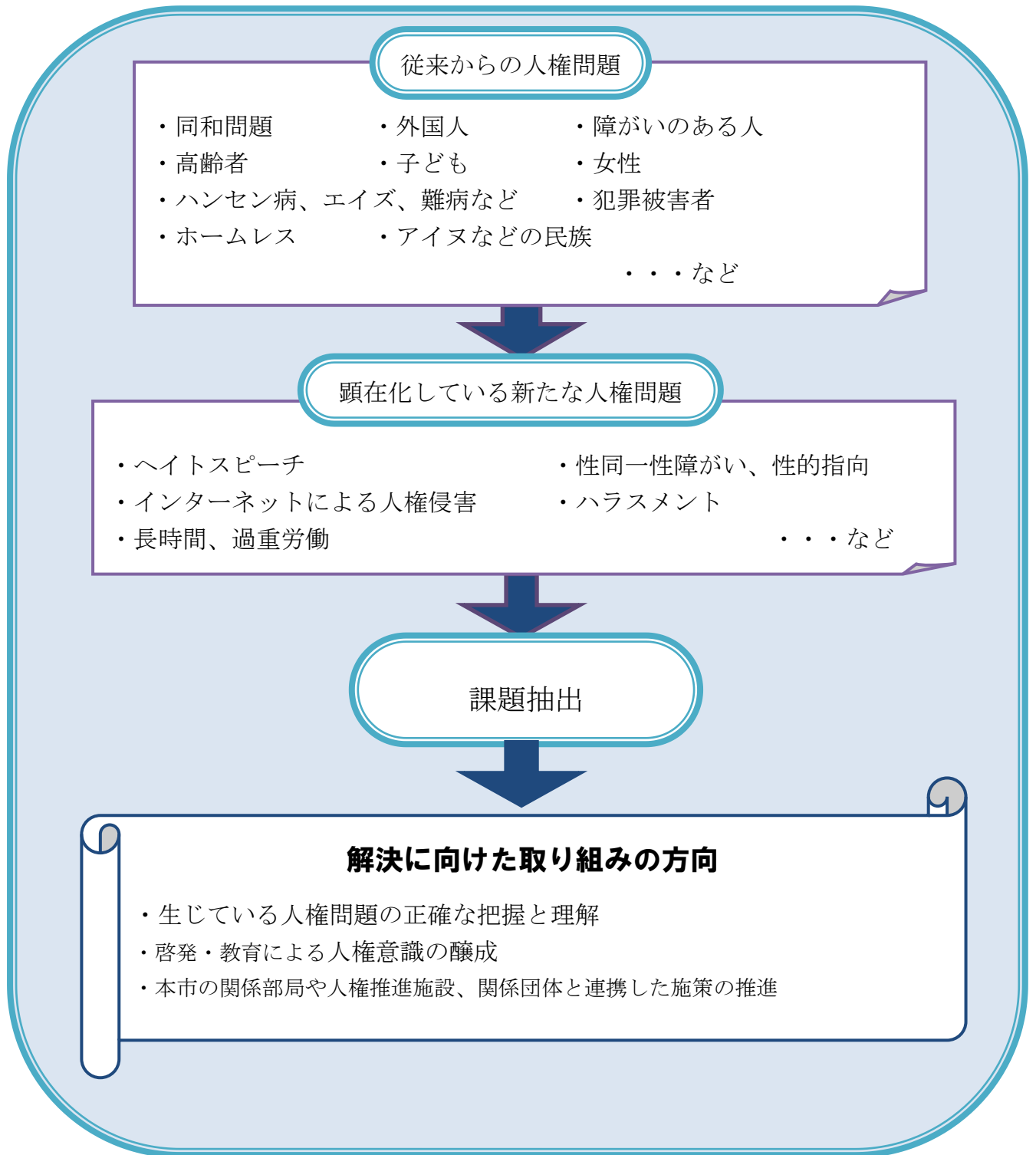
このように人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会などを整えていくことでもあります。市民が生涯のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取り組みを推進します。

(3) 身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深く関わり、自分自身の問題としてとらえるべきものであるという認識を深めることが必要です。

このため、例えば私たちが日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すとともに、地域社会、職場などでの身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技術を身に付けることができるよう取り組みを推進します。

第2章 人権問題の現状と課題及び取り組みの方向



1 同和問題

(1) 現状と課題

○現状

同和問題は、我が国の歴史的発展の過程の中で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、今日の現代社会においても、なお、日本国憲法で保障されている「職業選択の自由」や「結婚の自由」などの基本的人権が十分に保障されていないという重大な社会問題です。

1965年（昭和40年）に、同和対策審議会^{*}は内閣総理大臣に対して、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。そのため、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」との答申を行いました。これを受けて、1969年（昭和44年）7月に制定された「同和対策事業特別措置法^{*}」以来、同和対策事業が推進されてきました。その結果、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備は、概ねその目的を達成したとして、2002年（平成14年）3月をもって終了しました。さらに、2016年（平成28年）12月には部落差別の解消を目指し、国や自治体に啓発や相談体制の充実などを求める「部落差別の解消の推進に関する法律^{*}」が成立しました。

本市においては、国の特別法による同和対策事業を受け、同和対策を市の重点施策の一つとして位置付けて、同和問題解決のための事業や施策の推進に努め、2002年（平成14年）の特別法による同和対策事業終了まで、総合的に取り組んできました。また、特別法による同和対策事業終了後も一般市民や職員などに対して啓発活動を行い、同和問題の解決に向け取り組んでいます。

年	同和問題に対する国の主な動き
1963年	「同和教育の基本方針」策定
1965年	同和対策審議会答申
1969年	「同和対策事業特別措置法」施行（～1982年）
1982年	「地域改善対策特別措置法」施行（～1987年）
1987年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行（～2002年）
1996年	地域改善対策協議会の意見具申
2016年	「部落差別の解消の推進に関する法律」施行

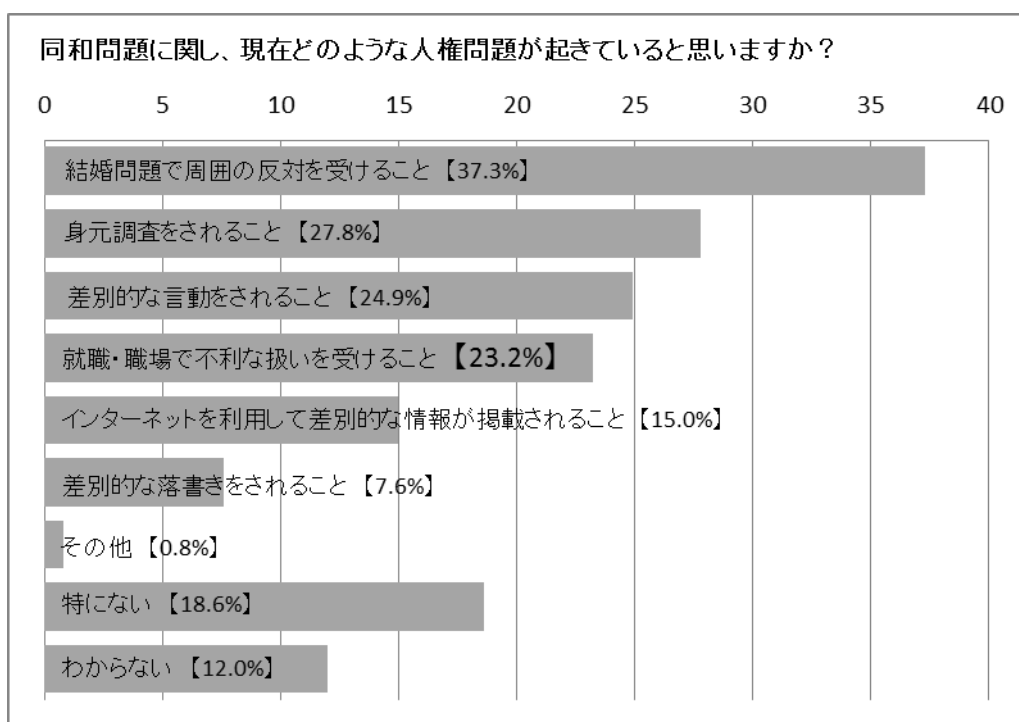
○課題

- ・結婚や就職の場などにおいて根強い差別が存在
- ・差別的言動やインターネットによる差別事象の発生
- ・戸籍謄本の不正取得による身元調査
- ・不動産取引における土地差別調査

主に上記のような、同和地区及び同和地区出身者に対する差別や偏見は根強く存在しており、特に2012年（平成24年）に内閣府が行った「人権擁護に関する世論調査」においては、結婚差別が発生している人権問題であるとの回答が多数を占めています。

このようなことから、今後とも、同和地区及び同和地区出身者に対する差別意識や偏見の解消に向け、引き続き学校・家庭・地域が連携しながら教育・啓発の推進をすることが必要となっています。

表：同和問題に関する人権問題



（出展：2012年内閣府「人権擁護に関する世論調査」）

(2) 取り組みの方向

同和問題の解決のためには、同和問題の正しい理解と、差別を認めない人権尊重の精神を育む必要があり、そのためには「人権教育・啓発」を一層推進していく必要があります。

特に、同和問題の解決へ向けた今後の取り組みについては、1996年（平成8年）の地域改善対策協議会^{*}の意見具申が以下のように示しています。

- ・同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題である
- ・同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること
- ・同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること
- ・同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること

こうした基本認識の下、以下の内容の通り取り組みを推進していきます。

① 教育機関などを通じた人権教育の推進

教育課程で同和問題に対し、認識の誤りによる差別や偏見をなくすため、園や学校、人権啓発機関、行政主導イベントなどにおいて、正しい人権知識の伝達を図ります。

② 企業や地域社会などにおける啓発活動の推進

就職の場での差別や、人々が生活する場である地域での差別が起きないように、同和問題に関する啓発を行います。特に、人権啓発機関においては、人権施策の推進拠点として、引き続き今後も周辺地域も視野に入れた地域交流支援事業^{*}を推進し、人と人の総合的な交流による相互理解から差別意識の解消に繋げていきます。

また、児童館では、子どもの居場所づくりを行うなか、児童に遊びや体験を与え、集団活動を通して豊かな人権感覚と情操を育むなど、児童の健全育成に視点をあてた活動を行います。

③ 同和問題とあらゆる人権問題（外国人、女性、障がいのある人への差別など）を関連づけた啓発の推進

同和問題の解決のためには人々の人権意識の醸成が必要です。そのためには、人権関連機関において同和問題のみならず、あらゆる人権問題の啓発を行い、人々の人権知識・人権意識の向上を図ります。

④ 同和問題解決に向けた研修や交流の実施

同和問題を正しく認識し差別をしない、差別を許さない意識と態度を養うため、人権に関する研修やイベントなどを積極的に実施します。

特に、人権啓発機関においては、人々が日常的に交流できる場や住民相互の理解と連帯を深める機会を設けた取り組みを行います。

⑤ 新たな視点を交えた啓発

同和問題の啓発が形骸化しないよう、様々な視点からの同和問題を取り上げ、啓発を行っていきます。

2 女性の人権問題

(1) 現状と課題

○現状

女性の人権問題とは、女性に対する不平等や差別であって、女性の人権及び基本的自由が妨げられることに関する問題です。

男女の平等と女性の地位向上に関する取り組みは、国連が1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定めたことを契機として、世界的な気運の高まりの中で大きく進展してきました。

また、我が国においても、職場における地位向上や、DV、ストーカー防止に向けて様々な法律を制定してきました。

本市においても、1985年（昭和60年）に府内市町村に先駆けて「長岡京市婦人行動計画」を策定し、2005年（平成17年）には女性交流支援センターを開設するなど、これまで男女共同参画に関する政策に先進的に取り組んできました。また、2010年（平成22年）10月には、男女共同参画社会の実現に向けて、更に推進していくため「長岡京市男女共同参画推進条例」を施行しました。それに基づき「長岡京市男女共同参画計画」を策定し、総合的な施策の推進に努めています。

年	女性に関連した主な法律
1972年	「勤労婦人福祉法」施行
1986年	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行
1999年	「男女共同参画社会基本法」施行
2000年	「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」施行
2001年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行
2004年	改正「DV防止法」施行
2008年	改正「DV防止法」施行
2013年	改正「ストーカー規制法」施行
2014年	改正「DV防止法」施行
2015年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行

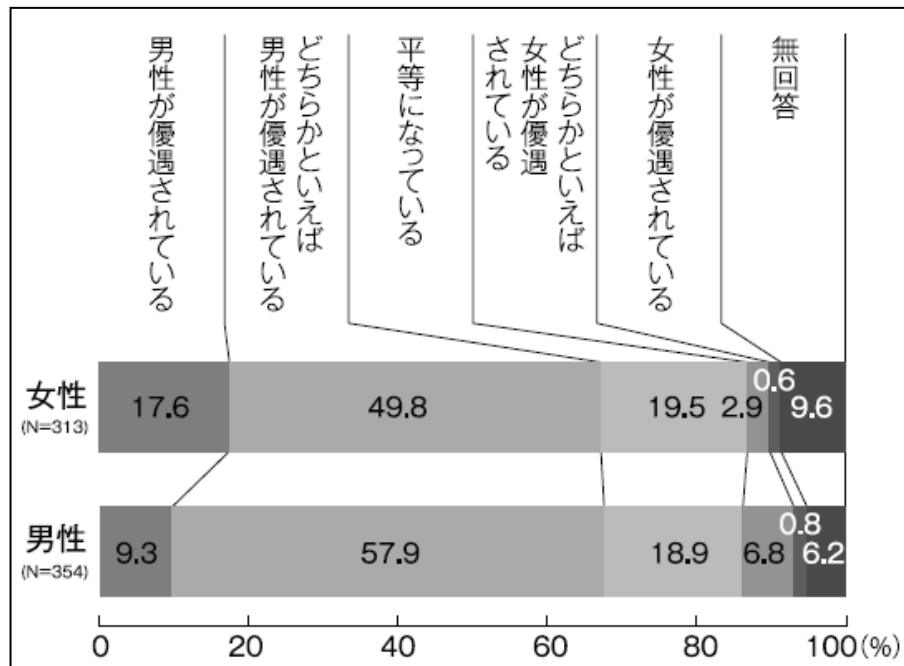
○課題

- ・ DV 問題（配偶者だけでなく、交際相手からの暴力）
- ・ 女性に対するハラスメント（セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント※など）
- ・ ストーカー行為や、性犯罪などによる女性への実害
- ・ 性別による固定的な役割分担
- ・ 女性の社会進出に対する障害（職場における男女待遇の差など）

主に上記のような、女性に対する人権問題が数多く存在します。また、2014年（平成26年）に本市で行った「長岡京市男女共同参画社会についての市民意識調査」における「社会全般としての男女の地位の平等感」に関する質問では「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」とする回答が多い傾向にありました。さらに女性の活躍状況を示す国際指数であるジェンダー・ギャップ指数※は、2016年（平成28年）の世界経済フォーラムの発表によると、我が国は144か国中111位であり、諸外国とくらべて低い結果となっています。

このような状況から、社会の様々な分野で女性の参画や能力発揮が出来るよう、女性の人権が尊重される社会の実現が求められています。

表：社会全般としての男女の地位の平等感



(出展：「長岡京市男女共同参画社会についての市民意識調査」 2014年度)

(2) 取り組みの方向

「長岡京市男女共同参画推進条例」の基本理念のもと、依然として存在する性に起因する暴力や差別的取扱いなどの課題解決と男女共同参画社会*の実現に向け取り組んでいく必要があります。

○長岡京市男女共同参画推進条例の基本理念（要約）

- 1 個性と能力を発揮する機会の確保
- 2 様々な生き方の選択の自由
- 3 あらゆる意思決定の場への共同参画
- 4 家庭生活と社会生活との両立
- 5 個人の尊厳の尊重と男女平等の意識を育(はぐく)む教育・保育
- 6 性と生殖に関する健康とそれを享受する権利（リプロダクティブヘルス／ライツ*）の保障
- 7 均等で健全な就業環境の保障
- 8 暴力の根絶
- 9 あらゆる人の人権への配慮
- 10 国際的取り組みとの協調

そして、基本理念に基づいて策定された「男女共同参画計画」のもと、講座やイベントによる啓発、そして事業に取り組んでいきます。

また、「長岡京市男女共同参画推進条例」の施行によって新たに設置された「長岡京市男女共同参画審議会」でも「男女共同参画計画」の評価及び、各種事項について審議を行い、男女共同参画社会を目指していきます。

近年、女性の人権問題への意識の高まりもあり、男女共同の社会づくりが進みつつありますが、未だに多くの問題が残っています。その問題解決のため、以下の内容の通り取り組みを推進していきます。

① ジェンダーによる固定的な性別役割分担意識を払拭するための教育や啓発の充実

「男性は仕事、女性は家庭」といった性別役割分担意識が未だに根強いいため、講座や男女共同参画フォーラムなどのイベントにより啓発を行っていきます。

② 女性のエンパワーメントを促進する施策の推進

企業や地域などといった社会の中で男女の待遇の格差により、女性の活躍の場は男性に比べ少ない状況にあります。また、男女共同社会の実現のためには女性の社会的な活躍の推進が必要となっているため、講座や啓発活動により女性のエンパワーメント*の支援を行っていきます。

③ 女性に対する暴力をなくすための必要な教育と啓発の充実

DVについては暴力の根絶に向け、パープル&オレンジリボンプロジェクト*などによる啓発を行っています。しかし、DVには配偶者からの暴力だけでなく、デートDVといわれる交際相手からの暴力もあるため、若年層に対する啓発についても、より積極的に進めていきます。

同時に、ストーカー行為、ハラスメント、情報化社会における元配偶者や元恋人のプライベート写真をネットに流出するリベンジポルノなど様々な問題に対し、人権教育・啓発を通して防止に努め、警察などの関係機関との連携により被害者への適切な支援に努めます。

④ メディアにおける女性の人権尊重の取り組みの展開

情報化社会において様々なメディアは男女平等・男女共同参画社会についての正しい理解を深めるための有効なツールです。しかし、それと同時に情報によっては誤った理解を促す危険なツールでもあります。そのため、人権尊重の意識から正しい知識を抜き取り、活用する能力であるメディア・リテラシー向上の機会を提供していきます。また、本市の広報誌などについても、男女共同参画社会の視点に立った表現を推進していきます。

⑤ 生涯にわたる女性の健康と性に関する教育や啓発の充実

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重することは、男女共同参画社会の形成にとっての前提といえます。特に、女性は生理(月経)・妊娠・出産・避妊・中絶・不妊・更年期を通じて、精神面を含め健康上の様々な問題に直面します。そのため、女性に対する相談事業を行うとともに、女性の健康と性に関して正しい理解を深めるための講座や啓発などを行っていきます。

上記のような取り組みを進めるべく本市では2005年(平成17年)に「女性交流支援センター」を開設しており、相談事業、情報事業、交流支援啓発事業を展開しています。相談事業では、男女共同参画アドバイザーによる一般相談や、女性カウンセラーによる女性の総合相談、女性の弁護士による女性の法律相談を行っています。その他にも講座や交流会などのイベント開催など、女性の人権が尊重される社会の実現に努めています。

3 子どもの人権問題

(1) 現状と課題

○現状

子どもの人権問題とは、虐待やいじめ、体罰といった直接的な危害のほか、家庭や社会の状況の変化、少子化の進行などを背景として、子どもの心身の健全な成長が妨げられることに関する問題です。

1951年(昭和26年)に制定された「児童憲章^{*}」や1994年(平成6年)に批准した「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)^{*}」においては、子どもを権利行使の主体と認め、子どもの意見表明権などを保障すべきものとしています。

また、国では虐待や貧困など子どもに関わる、様々な問題に対しても法整備や環境整備など総合的な対策を行っています。

本市においても、これらの情勢を踏まえて、2005年(平成17年)3月に「長岡京市次世代育成支援行動計画(新・健やか子どもプラン)」を策定し、2015年(平成27年)3月にはその計画を継承しつつ、「子ども・子育て支援法^{*}」に基づいて、より子ども・子育て支援のニーズを反映した「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また、2006年(平成18年)にも「長岡京市子どもをすこやかに育む

まち宣言」を行い、子ども自身が健やかに育っていける社会、子育てに喜びや楽しみを持つことができるような環境を整備するなどの施策を推進しています。

学校教育においては、子どもの発達段階に即しながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育の充実を目指しています。不登校やいじめなど、急増・深刻化する教育課題に対応して、2014年（平成26年）には「長岡京市いじめ防止基本方針」を策定しました。また、教育相談活動の充実を図るための教育相談員、並びにスクールカウンセラー、心の教育相談員の配置を行うなど、人的・物的両面での相談体制の確立に努めています。

年	子どもに関連した主な法律
1999年	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行
2000年	「児童虐待防止法」施行
2003年	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」施行
2004年	改正「児童虐待防止法」施行
2008年	改正「児童虐待防止法」施行 改正「出会い系サイト規制法」施行
2009年	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」施行
2010年	「子ども・若者育成支援推進法」施行
2013年	「いじめ防止対策推進法」施行
2014年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 改正「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行
2015年	「子ども・子育て支援法」等子ども・子育て関連3法施行

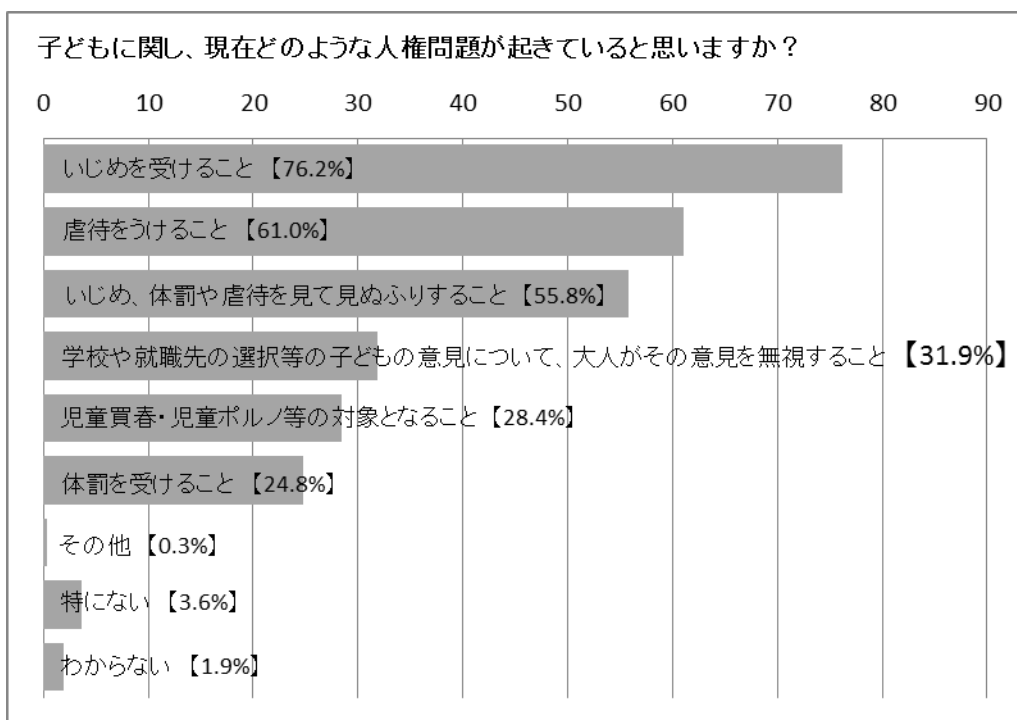
○課題

- ・子どもを権利の主体とした認識が不十分
- ・社会情勢の変化や家庭の様々な問題を背景にした虐待や少年非行
- ・いじめや暴力、体罰、不登校などの学校の人権侵害
- ・情報化社会に伴う有害情報の氾濫や児童ポルノ
- ・住民同士の交流やふれあいの減少に伴う、地域社会全体での子育てや保護意識の希薄化
- ・急激な少子化やモノ、情報があふれる社会での子どもの社会性、自主性低下
- ・核家族化の進行などによる家庭の子育て力の低下

主に上記のような人権問題が、子どもに対して存在しています。中でも2012年（平成24年）に内閣府が行った「人権擁護に関する世論調査」では、発生している人権問題として「いじめ」や「虐待」が回答の中で多くなっています。

子どもの人権を守るため、人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような環境づくりが必要となっています。

表：子どもに関する人権問題（複数回答）



（出展：2012年内閣府「人権擁護に関する世論調査」）

(2) 取り組みの方向

2006年（平成18年）に行われた「長岡京市子どもをすこやかに育むまち宣言」及び2015年（平成27年）3月に策定した「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成育するための環境づくりについて以下のとおり取り組みます。

① 子どもの権利に関する認識の普及

子どもの健全な成長を保障するためには、子どもを「保護の対象」としてだけではなく、「権利の主体者」としてとらえ、子どもとしての権利や自由を尊重していくことが大切です。しかしながら、依然として子どもの意思が尊重されにくい風潮が社会にあります。そのため、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」などの趣旨を啓発することにより、子どもの権利について、正しい認識を普及していきます。

② 子どもの健全な成長のための、育成環境の整備

子どもの健全な育成のためには、学校、家庭、地域社会が連携をとり、それぞれの役割を果たしていく必要があります。子どもの成長においては、貧困などにより子どもの生まれ育った環境で人生が左右されることがないように周囲の環境を整えることが重要です。特に、地域社会が果たす役割は大きいものがあり、地域ぐるみで子どもの環境や活動を考え、子どもを育むという意識を高めていくことが必要です。

子育てに係る問題として、子育て家庭の孤立化や子育ての負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、地域社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を進めます。さらに、子どもの発達の段階、状況に応じて適切な対応がとれるよう、相談や支援業務の充実を図ります。

③ 人権教育の推進と豊かな人間関係の形成

人権意識の形成のためには幼児期からの着実な人権教育が必要です。そして、人権教育にあたっては家庭・園・学校・地域が一体となって、取り組んでいく必要があります。そのため、学校のみならず、子ども会や放課後児童クラブ※などと一体となった集団での人権教育、仲間づくりを行っていきます。

④ 学校における人権意識の啓発と推進

学校は子どもたちが学び、日常生活を送る上で重要な場所の一つであると同時に、いじめ被害などの人権侵害事象が起り得る場所でもあります。そのため、学校においては他人を思いやる心や、生命を大切にし人権を尊重する心などを育成する教育の充実と、いじめ被害や問題行動などについての相談・指導体制の推進を図るとともに、「長岡京市いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止と解決に努めます。

4 高齢者の人権問題

(1) 現状と課題

○現状

高齢者の人権問題とは、高齢者が自立や生きがいのある健やかな暮らしを妨げられたり、介護者などによって虐待を受けるなどといった人権侵害に関する問題です。

国においては、1995年（平成7年）に制定された「高齢社会対策基本法^{*}」に基づき、各種の対策が講じられ、また、2000年（平成12年）4月からは高齢化の進展にともなう様々な課題に対応するために介護保険制度^{*}が導入されました。さらに、高齢者虐待に対応するための法律が制定されるなど、高齢者に関する様々な取り組みが行われました。

本市においても、1993年（平成5年）に「長岡京市高齢者福祉計画」が策定された後、2000年（平成12年）には高齢福祉と介護保険の事業と連携するため、「長岡京市新高齢者福祉計画・長岡京市介護保険事業計画」を策定しました。それ以来見直しを行いながら2015年（平成27年）には「長岡京市第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が地域の中で共に学び、働き、豊かに暮らすノーマライゼーション^{*}社会の実現のための取り組みを進めています。

年	高齢者に関連した主な法律
1963年	「老人福祉法」施行
1994年	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」施行
1995年	「高齢社会対策基本法」施行
1998年	改正「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」施行
2000年	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行
2006年	「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行 改正「高年齢者雇用安定法」施行
2013年	改正「高年齢者雇用安定法」施行

○課題

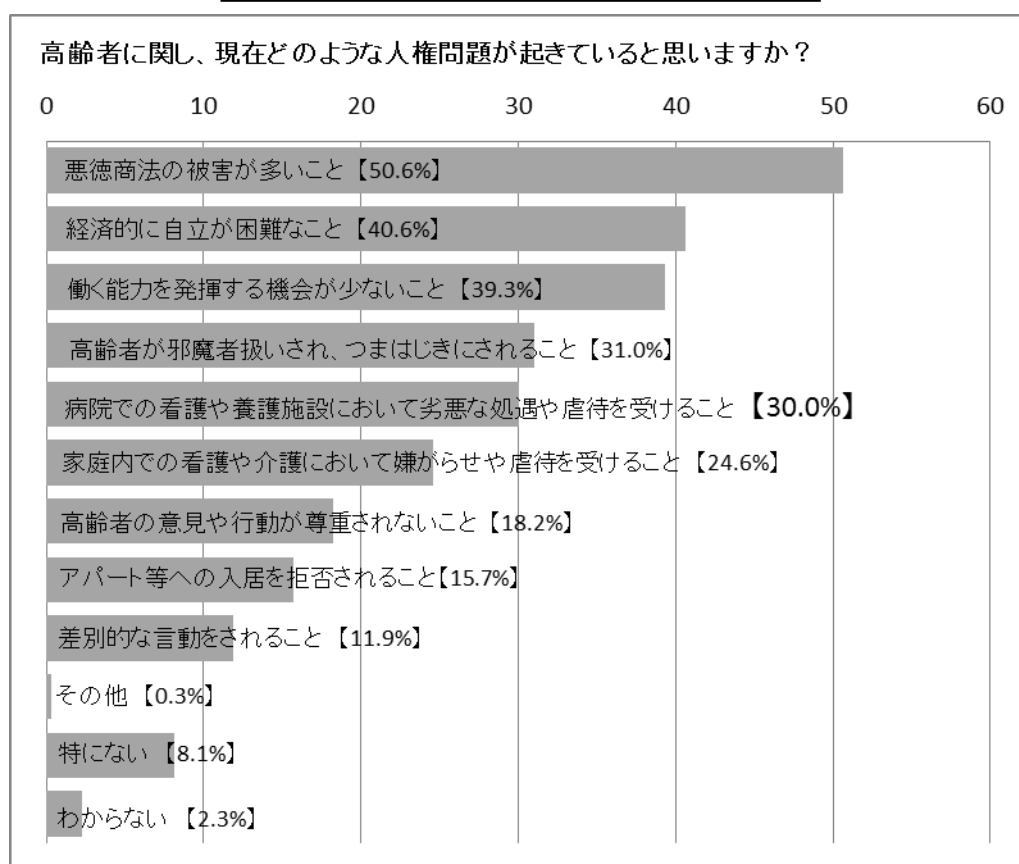
- ・急速な高齢化の進行
- ・一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加
- ・寝たきり、認知症などの介護を要する高齢者の増加
- ・高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待や介護の放棄
- ・高齢者への差別、偏見（劣悪な処遇、一方的に社会的弱者的な扱いをするなど）
- ・高齢者の社会参加の場の限定（雇用・就業機会の損失など）
- ・高齢者の老化につけこんだ事件の発生（詐欺など）

主に上記のような、高齢者に対する人権侵害が高齢化の進展とともに近年目立つ傾向にあります。また、内閣府の「人権擁護に関する世論調査」でも高齢者に対して発生する人権問題として「悪徳商法の被害が多いこと」が一番多い回答となっており、高齢者の平穏な生活が脅かされています。こうした課題が生じる原因には、高齢者への思いやりの欠如、高齢者を一律に弱者とする誤った理解や介護者の身体的・精神的な疲労が挙げられます。また、認知症について正しく理解がされていなかったり、介護者が介護保険などのサービスに関する知識が不十分なため、追い込まれ虐待に及ぶケースがあります。

高齢社会を明るく活力に満ちたものにしていくためには、高齢者自身が社会の中で積極的な役割を果たし、生きがいをもって生活ができるような環境を整備することが重要です。今後、増大、多様化が予測される市民ニーズを的確に把握するとともに、人権の視点にたった高齢者の施策の展開が必要です。

また、要介護の状態になることをできる限り予防し、健康長寿を図っていくために高齢者を対象とした幅広い施策の充実も求められています。

表：高齢者に関する人権問題（複数回答）



（出展：2012年内閣府「人権擁護に関する世論調査」）

（２）取り組みの方向

すべての高齢者が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域社会で生きがいを持ちながら、健やかで安心して暮らしていける社会実現に向け、以下の通り取り組みを推進していきます。

① 高齢者の社会参加に向けた施策の推進

意欲や経験・能力を持った高齢者が、働く場や生涯学習などを通じて「社会の担い手・支え手」として活躍できる場は、豊かで活力のある高齢社会を目指すにあたり大切です。そのため、シルバー人材センターや老人クラブなど、高齢者が生き生きと活動できる場への支援を継続して行います。

また、子どもたちとの世代間交流や高齢者同士の交流を通じて、生きがいつくりの充実を図ります。

② 高齢者に対する福祉と健康づくりに向けた施策の推進

一人暮らし高齢者や高齢者の世帯などの増加に伴い、相談窓口である地域包括支援センター^{*}の機能強化を図ります。また、高齢福祉にかかるボランティアの確保・育成に取り組むとともに、交通や施設のバリアフリー^{*}化、高齢者の活動拠点となる老人福祉センターなどの各種施設の事業内容の充実を図ります。

さらに、高齢者が高齢期を自分らしく生きていけるよう、健康づくりや介護予防などの支援方策に取り組んでいきます。

③ 高齢者への権利侵害に対する取り組みと啓発の推進

高齢者が日々の生活を豊かに過ごすためには、人権擁護がなされた社会の実現が大切です。そのためには誰もが高齢者になるという意識のもと、思いやりの意識の醸成とそれを支援する体制が必要です。

特に高齢者に対する虐待については、防止や早期発見のため、住民に対する啓発活動や、地域での見守り活動の充実、高齢福祉に従事する人の意識向上を図っていきます。また、介護者においても身体的疲労や精神的ストレスが多いことから、介護制度などの施策についての情報提供の充実を図るとともに、老化及び認知症に関して正しい理解を広めていきます。

5 障がいのある人の人権問題

(1) 現状と課題

○現状

障がいのある人の人権問題とは、障がいのある市民が、生活の拠点である家庭や地域社会、学校や職場などにおいて障がいのない市民と等しく参加し、支え合って生きていくことが阻害されていることに関する問題です。

国連は、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」と定め、1983年（昭和58年）から1992年（平成4年）までの10年間を「障害者のための国連10年」とし、各国において障がい者福祉を増進するように提唱しました。また、2006年（平成18年）には「障害者の権利に関する条約」の採択が行われました。

2008年（平成19年）、わが国は「障害者の権利に関する条約」に署名し、その後、条約締結に向けて国内法の整備を行い、2014年（平成26年）に条約を批准しました。この間、2011年（平成23年）の「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行により、目的規定や障がい者の定義が見直されるとともに、合理的配慮の概念が盛り込まれ、2013年（平成25年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、2016年（平成28年）に施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。

また、京都府では障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指して「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を2015年（平成27年）から施行しています。

本市においては、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、1998年（平成10年）に初めて「長岡京市障害者（児）福祉基本計画〈ながおかきょうノーマライゼーションNNプラン〉」を策定して以降、5年ごとに改定を重ね、2016年（平成28年）には「第5次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」を策定し、すべての人がともに等しく地域で学び、働き、そして豊かに暮らすことのできる社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

また、市町村障害福祉計画である長岡京市障がい福祉計画として、2015年（平成27年）に第4期計画を策定しており、計画的な障がい福祉サービスの提供に努めています。

年	障がい者に関連した国の主な法律
1950年	「精神衛生法」施行
1970年	「心身障害者対策基本法」施行
1987年	「障害者の雇用の促進に関する法律（障害者雇用促進法）」施行
1993年	「障害者基本法」施行
1994年	「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」施行
1995年	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行
1998年	「精神保健福祉士法」施行 改正「障害者雇用促進法」施行
1999年	「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行
2000年	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行
2002年	「身体障害者補助犬法」施行
2004年	改正「障害者基本法」施行
2005年	「発達障害者支援法」施行
2006年	「障害者自立支援法」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行
2011年	改正「障害者基本法」施行
2012年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行
2013年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行 改正「障害者雇用促進法」施行
2014年	改正「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行
2016年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行

○課題

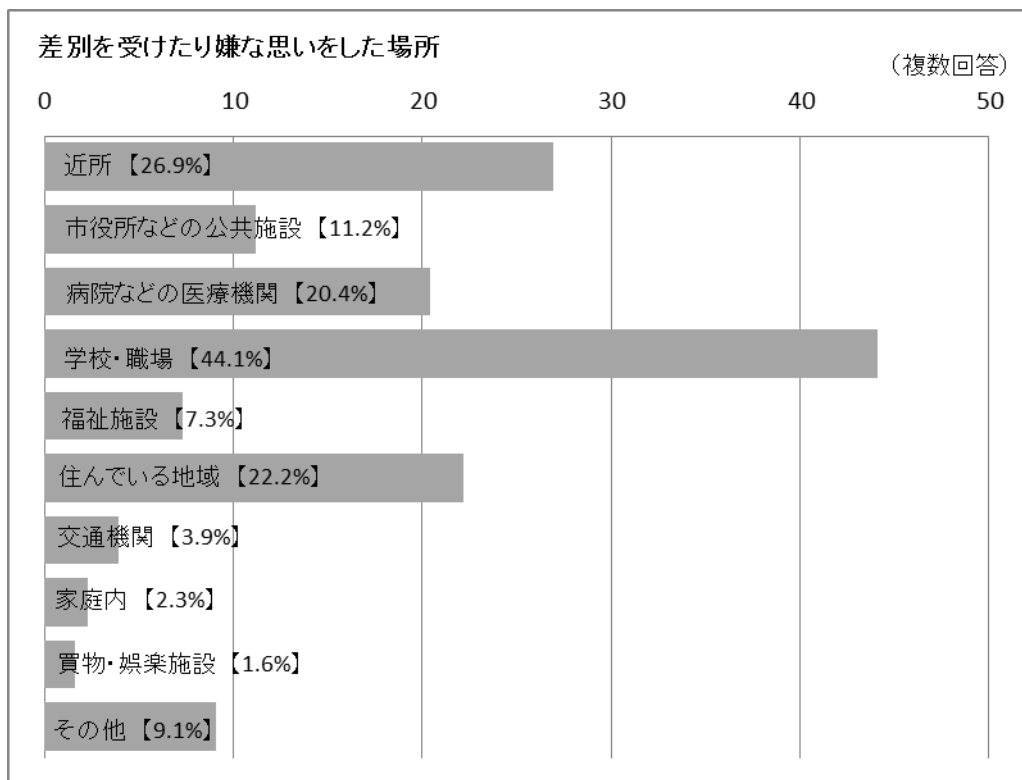
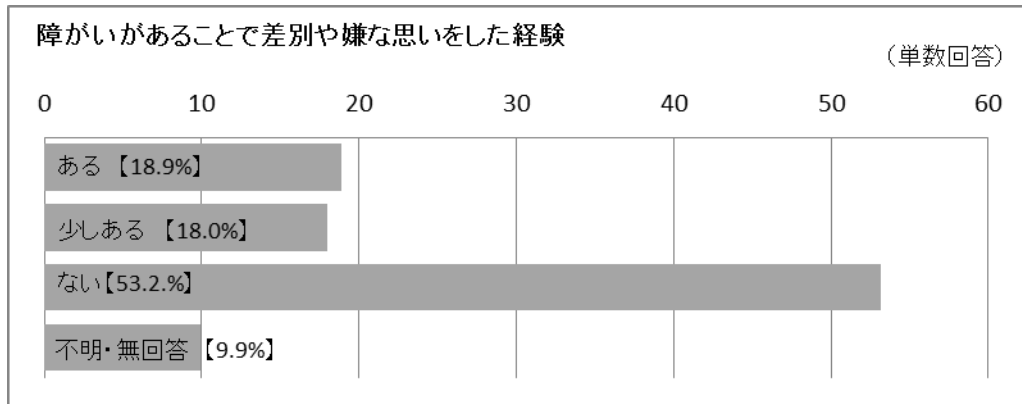
- ・障がいや障がいのある人に対する理解促進
- ・障がいのある人の自立を支える環境づくり（雇用、就労など）
- ・障がいのある人が住み慣れた地域で生活するための環境づくり（住まい、交通、福祉サービスなど）
- ・障がいのある人の権利の擁護と虐待の防止

障がいのある人もない人も、すべての人がともに等しく地域で学び、働き、そして豊かに暮らすことのできる社会を実現するには、上記のような様々な課題があります。また、本市が2015年（平成27年）にとりまとめた「障がい福祉に関するアンケート報告書」において、「障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験」の問いでは「ある」が18.9%、「少しある」が18.0%という結果となっており、差別事象が発生していることが窺えます。

また、「差別を受けたり嫌な思いをした場所」については「学校・職場」が最も多く、次いで「近所」という結果となっています。

このようなことから、今後とも、障がいのある人への理解とその家族も含めた支援が重要です。

表：障がい者に関する人権問題



(出展：2015年長岡京市「障がい福祉に関するアンケート報告書」)

(2) 取り組みの方向

「第5次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」との整合性を図り、障がいのある人がライフステージ[※]のすべての段階において、社会、経済、文化等各分野にわたり平等に参加、活動することができる社会の実現を図るため、以下の通り取り組みを推進していきます。

① ふれあい・わかりあい、支えあうことができるまちづくり

子どもの頃から様々な生活場面で障がいのある人等と出会い、つながり、相互理解を深めていくことで、障がいや障がいのある人についての正しい知識を得ることができます。そのためにも、障害者週間[※]や各種イベントなどを通じて障がいのある人等とふれあう場を作ります。

障がいがある人もない人もともに地域での暮らしを支えあう仲間として、平生からの多様なふれあい・交流を通じた力強い地域コミュニティを作り、学校や職場、地域などあらゆる場でともに活動できる環境を作っていきます。

また、2018年（平成30年）を目途として、「長岡京市障がい者基本条例（仮称）」の制定を検討しています。この条例を通して、市独自の理念や責務などを明確にし、障がいを理由とする差別を解消するとともに、障がいのある人とない人が互いに理解し合い、地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。

② 住み慣れた地域で継続して生活でき、自分らしく働くことができるまちづくり

障がいのある人が地域で自分らしい生活をおくるためには、一人ひとりのニーズに応じた支援とともに、安心して住める生活の場や自己決定を支える相談体制が必要です。そのため、福祉人材の養成や福祉サービスの質的向上、社会資源の整備促進によって障がい福祉サービスを充実するとともに、障がいのある人やその家族が気軽に相談できる体制を整え、各関係機関と連携して地域課題を共有・検討し、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会資源の充実を図ります。

障がいのある人が生きがいをもって働くことができるよう、就労支援に係るネットワークを構築し、一人ひとりの適性に合った仕事が見つけられるよう環境整備を進めます。また、住み慣れた地域で、働く場や活動場所が選択できるよう福祉的就労の場の充実を図ります。

③ 権利が守られ、安心して生活できるまちづくり

障がいのある人やその家族が安心して生活するためには、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止が不可欠です。

そのため、権利擁護を必要とする人に対しては、成年後見制度[※]等を適切に利用できるよう支援するとともに、障がいのある人等への虐待の防止を啓発し、虐待ケースに対しては迅速かつ適切な対応に努めます。また、緊急性、専門性の高い相談への対応体制を充実し、各関係機関と連携しながら取り組みます。

6 外国人の人権問題

(1) 現状と課題

○現状

外国人の人権問題とは、国籍、民族、文化などの違いにより、精神的及び制度的な「壁」が築かれ、様々な場面で社会への平等な参加が阻害されていることに関する問題です。また、近代における植民地支配に起因して日本に定住している在日韓国・朝鮮人が、依然として市民生活上の差別や偏見を受けている問題もあります。

国においては、外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチ問題に対して、2016年（平成28年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」が施行されました。

また、京都府では、外国人（外国籍府民[※]）に関する施策として1995年（平成7年）4月に「京都府国際化プラン[※]」が策定され、府民の国際理解の促進、外国籍府民が暮らしやすい環境の整備、共に暮らす地域づくりのための取り組みが推進されています。

本市においては、小・中学校を中心とした国際理解教育[※]の推進など、国際化に対応した社会環境づくりを進めています。

○課題

- ・言語、文化、習慣、価値観などの相互理解の不十分さが存在する
- ・外国人への偏見や差別事象の発生（特に在日韓国・朝鮮人の人々に対して）
- ・外国人の生活や社会参加の場が制限されている（住宅や就職など）
- ・在日外国人の意向を反映する場が少ない
- ・在日外国人に対する各種情報提供の不足

主に上記のような課題がある中で、近年はグローバル化が進み多くの外国人が日本を訪れています。こうした状況にあって「内外人平等」の理念を掲げた世界人権宣言や国際人権規約の趣旨を普及し、差別のない社会づくりを目指していくことが重要です。

（２）取り組みの方向

市内の外国人が、地域社会の一員として暮らしやすさを実感しながら、地域社会の人々との共生社会を築いていけるようにするには、市民一人ひとりが多様な国籍、言語、文化、宗教、生活習慣などに対する理解を深め、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を推進していくことが重要です。そのため、多文化共生^{*}社会の実現に向け以下の通り取り組みを推進します。

① 外国人に対する正しい理解と多文化共生意識の醸成

多文化共生社会の実現のためには、言語、宗教、生活習慣などの異なる文化や考え方を理解し、相互に尊重することが大切です。そのため、市民に外国の言語、文化、生活習慣などを紹介したり、外国人と市民が直接ふれ合える機会を提供することで、外国人への理解と人権に対する意識の啓発に努めます。また、日本において差別事象の発生が多い在日韓国・朝鮮人については歴史的経緯などについて正しく理解し、認識を深めてもらえるよう教育と啓発活動を行っていきます。

② 暮らしやすいまちづくりのための権利擁護と情報提供

外国人が安心して生活できるよう、子育て、教育、居住などの場面において不当に差別されることのないよう、啓発活動を行います。

また、ホームページなどでの広報において、外国語表記をするなど外国の方々や地域での生活をおくる上で情報を取り入れやすいよう、情報提供の充実に努めます。

7 病気による人権問題

◆エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）

（1）現状と課題

○現状

エイズ[※]患者やHIV[※]感染者に対する偏見や差別が根強く存在していることから、世界保健機関（WHO）[※]では、毎年12月1日を「世界エイズデー[※]」と定め、世界的レベルでのエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

京都府においても、エイズ患者・HIV感染者が偏見や差別により、様々な困難に直面していることから、12月を「京都府エイズ予防月間」と定め、関係機関や団体と連携してエイズ治療拠点病院等連絡会議を設置し、エイズに対する正しい知識の普及、偏見や差別をなくするための啓発活動など、総合的な取り組みが推進されています。

本市においては、学校教育、社会教育などを通じ、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたエイズ教育の推進に努めています。

○課題

- ・新規エイズ患者・HIV感染者報告数は増加傾向にある（特に20代・30代の性的接触による）
- ・エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別（就労の場など）
- ・HIV感染者の中でも感染経路による差別が存在する
- ・エイズ患者の潜在化による感染拡大の危機
- ・エイズに対する無関心や理解不足

主に上記のような課題がある中で、差別や偏見をなくすため、エイズに対する正しい知識を広く普及させる取り組みの充実が必要です。

（2）取り組みの方向

HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育や社会教育においてもエイズに対する正しい知識の普及を推進するとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動や、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な取り扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指します。

◆ハンセン病

(1) 現状と課題

○現状

ハンセン病^{*}は、治療法の確立されていなかった時代には、特殊な疾病として取り扱われ、様々な偏見や差別が加えられてきました。しかし、ハンセン病の菌は感染力が極めて微弱で、現代においては早期発見と早期治療により完治する病気です。

1996年（平成8年）に隔離を主体とした「らい予防法」が廃止され、さらに、2001年（平成13年）には「らい予防法」の下に国が行ったハンセン病患者・元患者に対する隔離政策について、国の責任を認める司法判断がなされました。これを受けて国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を成立させました。

また、2009年（平成21年）には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な、福祉の推進や名誉回復のための支援などが進められました。

本市においても、これまで関係機関と連携し、ハンセン病に関する正しい知識の普及と、偏見や差別をなくすための啓発に取り組んできています。

○課題

- ・根強い偏見や差別が残っている（2003年（平成15年）に生じた、ハンセン病元患者の宿泊拒否問題^{*}など）
- ・病気が完治したあとの社会復帰が難しい
- ・ハンセン病に対する正しい知識が広まっていない

主に上記のような課題がある中で、差別や偏見による不利益を受けないための社会づくりが必要です。

(2) 取り組みの方向

ハンセン病の菌の感染力は微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進します。

◆難病

(1) 現状と課題

○現状

難病※は種類も多く様々な特性があり、個人差もあるため、難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。

国においては2013年(平成25年)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」を策定し、難病なども障がい者として規定されたことにより、必要と認められた障がい福祉サービスの受給が可能となりました。また、2015年(平成27年)には難病患者の治療と社会参加の実現を目指した「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病医療法)」が施行されました。こうした動きの中で、難病患者に対する偏見なく、正しい知識をもって共に生きていく社会づくりが必要となっています。

○課題

- ・結婚や就職の場における差別
- ・難病に対して負のイメージが先行し、誤解や偏見が生じやすい

主に上記のような課題がある中で、差別や偏見をなくすため、難病に対する正しい知識を広く普及させる取り組みの充実が必要です。

(2) 取り組みの方向

難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

8 様々な人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。

◆犯罪被害者等

(1) 現状と課題

○現状

犯罪の被害者は、事件による直接的な被害だけでなく、刑事手続きの過程などで受ける精神的被害や経済的負担などの様々な二次的被害を受けています。そのため、犯罪被害者やその家族に対する人権に対する配慮と保護を図るため、2005年(平成17年)に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

本市においても、2011年(平成23年)に「長岡京市犯罪被害者等支援条例」を制定し、京都府や警察などの機関とも協力して犯罪被害者などが受けられた被害の回復・軽減に努めています。

○課題

- ・被害者やその家族に対してプライバシーの侵害がされがちである
- ・犯罪被害が潜在化することがある(特に性暴力)
- ・被害者の身体的、精神的被害に対する支援体制が不十分である

主に上記のような課題がある中で、今後も被害者のニーズは生活上の支援をはじめ、医療、裁判に関することなど極めて多岐にわたっています。そのため、司法、行政、医療、民間被害者支援団体などの関係機関・団体が相互に連携した活動が求められています。

(2) 取り組みの方向

「長岡京市犯罪被害者等支援条例」の理念のもと、各関係機関と連携しながら被害者支援の充実に努めます。

◆インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

○現状

インターネットは、情報化の進展に伴って私たちの生活を便利で豊かなものにするために役立つ一方、情報発信の匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの人権に関わる問題が多数発生しています。

2002年（平成14年）には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律^{*}」が施行され、インターネット上など情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダ^{*}などに対して発信者情報の開示を請求する権利を与えることが規定されています。

京都府ではインターネットを利用した人権問題に対し、「ネットいじめ通報サイト」や「ネットパトロール」などの施策を行っています。

本市においても、「長岡京市いじめ防止基本方針」のなかで、ネットいじめについて対応を規定しています。

○課題

- ・特定の個人・集団を対象とした誹謗中傷、プライバシーに関する情報の流出など、様々な人権問題の温床となっている
- ・情報発信の容易さ、匿名性による、利用者一人ひとりのモラルの欠如

主に上記のような課題がある中で、インターネットを使用した差別や偏見をなくすため、人権に対する正しい意識の啓発が必要となっています。

(2) 取り組みの方向

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは困難です。そのため、利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努めます。また、万が一情報が流出した場合に備え、国の法律や京府の施策について啓発を行いつつ、各関係機関と連携をしながら人権を守る取り組みを推進します。

◆個人情報の保護

(1) 現状と課題

○現状

通信技術の発達などによる情報化の進展は、大量かつ広範な情報の処理と伝達を可能としました。このことは、個人に関する情報にも及び、我々の生活に様々な利便をもたらす反面、様々な個人情報が個人から切り離され、独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、悪質な例では個人情報が商品化されたりするなど、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じることとなりました。

このため、本市においては、市民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、2000年（平成12年）に「長岡京市個人情報保護条例」を制定し、本市における個人情報の取り扱いの適正化に努めてきたところです。

また、国においても、2003年（平成15年）に個人の権利利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務などを定めた「個人情報の保護に関する法律」を制定し、事業者は、この法律により、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられることになりました。

しかし、2011年（平成23年）から2012年（平成24年）にかけて、身元調査などの目的で戸籍謄本や住民票の写しなどが本人の知らないところで不正に取得される事件が全国で発生しました。これを受けて本市でも2014年（平成26年）に戸籍謄本や住民票の写しなどが第三者によって取得された際に通知を受ける「事前登録型本人通知制度」を導入しました。

また、2016年（平成28年）より社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）も導入され、より個人情報の保護に関して慎重に取り組む必要が生じています。

○課題

- ・個人情報の不正取得、漏えい問題
- ・個人情報保護のための対処

主に上記のような課題がある中で、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルが求められています。

(2) 取り組みと方向

「長岡京市個人情報保護条例」に基づき、個人の権利利益を図るとともにマイナンバー制度の実施にあたっては、これまで以上に個人情報の保護について厳格に取り扱います。

また、個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、結婚や就職において重大な人権侵害に関わる深刻な問題です。市民や事業者が自ら身元調査を行ったり、依頼することはもちろん、調査に応じたりすること自体が個人のプライバシーを侵害するおそれがあることを周知し、個人情報の管理の重要性を広く啓発していきます。

◆性同一性障がい、性的指向

(1) 現状と課題

○現状

性同一性障がいとは、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいい、世界保健機関(WHO)の国際疾病分類に位置付けられています。また、性的指向とは、同性愛、両性愛など人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。

2004年(平成16年)には「性同一性障がい者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障がいであって、一定の条件を満たす人については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。また、学校に対しては、性同一性障がいなどの児童生徒への配慮などを求める国からの通知がされています。

しかし、性同一性障がいのある人や同性愛者、両性愛者等(LGBT※)に対する社会の理解は未だ十分ではありません。そのため、本市においては理解を深めるための啓発活動や学習機会の提供を行っています。

○課題

- ・性同一性障がい、性的指向に対する社会の理解は低く、偏見や差別的言動が絶えない
- ・性同一性障がい、性的指向に対する知識と理解を深める機会が少ない

主に上記のような課題がある中で、性同一性障がい・性的指向への理解を深めるとともに、それぞれの生き方を尊重した、誰もが安心できる社会の実現を目指すことが重要となっています。

(2) 取り組みと方向

啓発活動や学習機会の提供などを引き続き行うことにより、LGBTに対する理解を深めるとともに、生き方を尊重した、誰もが安心できる社会の実現を目指します。

◆ハラスメント

(1) 現状と課題

○現状

ハラスメントとは他者に対し、身体的・精神的苦痛や物質的損失を与える問題です。ハラスメントは職場や学校、近隣との付き合い、家庭などあらゆる場面で発生し、受ける側にとって大きな影響を与えます。

近年では職場においてその問題が顕在化しています。性的な嫌がらせを行うセクシュアル・ハラスメントや立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワー・ハラスメント、妊娠・出産、育児休業などを理由とする嫌がらせや解雇、降格を行うマタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメント*など多くのハラスメントが存在します。

本市においては、女性が受けるセクシャル・ハラスメントについて相談制度を設けたり、その他のハラスメントについても啓発を行っています。

○課題

- ・ 社会の変化に伴い多種多様なハラスメントが顕在化している
- ・ ハラスメントに対する自己認識が弱い

主に上記のような課題があることから、ハラスメントを防ぐために思いやりをもった社会の醸成が必要となっています。

(2) 取り組みと方向

ハラスメントを防止するには、一人ひとりが思いやりを持って行動し、防止する意識を持つことが大切です。それはハラスメントを発見した人々にも言えることです。今後は多様化していくハラスメントに対し、防止意識を高めるため、より一層周知と啓発を行っていきます。

◆自殺問題

(1) 現状と課題

○現状

我が国の自殺（死）者数は、1998（平成10年）以降、3万人を越える状態が続いていましたが、2012（平成24年）以降3万人を下回っています。しかし、それでも世界的に見て自殺者が多い状況にあります。

自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係など様々な社会的な要因などが複雑に関係していますが、多くは防ぐことのできる死という認識のうえで、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

自殺の背景・原因には、失業や長時間労働、多重債務などの経済・生活問題、疾病、うつなどの健康問題、家族間の不和、離婚などの家庭問題など様々で、誰もが自らの人生のあらゆる場面で抱える可能性があります。また、自殺者の遺族についても、自殺に関する正確な情報発信などが十分でないことにより、偏見に苦しむことがあります。

こうしたことから、京都府では2015年（平成27年）に「京都府自殺対策に関する条例」を制定し、自殺対策を推進しています。

本市においても、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人である「ゲートキーパー」を養成するため講座などを行っています。

○課題

- ・自殺予防のための情報発信が広くされていない
- ・自殺者遺族に対する偏見が存在する

主に上記のような課題がある中で、自殺を防ぐために共に支え合う社会づくりの実現が求められています。

(2) 取り組みと方向

自殺防止対策は悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して孤立や孤独を防ぎ支援することが重要です。

そのため、引き続き「ゲートキーパー」の人材確保と養成を行うとともに、京都府などと連携しながら自殺防止対策の取り組みを進めていきます。

◆その他の人権問題

・アイヌの人々

アイヌの人々については、その民族としての歴史や文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、人権を尊重していくことが大切です。そのためには、市民に対するアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及や啓発が必要となります。

・ホームレス

近年の我が国の社会情勢を反映し、自立の意思がありながら、失業や仕事の減少、健康上の理由、家庭内の問題などによりホームレスになることを余儀なくされる人々が存在します。

ホームレスとなった多くの人々は、公園や河川、道路、駅舎などを生活の拠点としていますが、食事や健康面での問題や地域住民との軋轢、そして差別的な言動を受けることがあります。

国においてはこうした問題を踏まえ、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス特措法）※」や「生活困窮者自立支援法※」を制定し、ホームレスの自立に向けて取り組んでおり、本市においてもこれらの趣旨を踏まえつつ、自立支援を推進します。

・長時間、過重労働

やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働ける職場環境が必要です。しかし、中には長時間、過重労働を強いる職場が存在しています。それにより健康を害したり、過労死や自殺に追い込まれるたりすることもあり、大きな社会問題になっています。

そうならないために、企業や働く人々の意識醸成、そして労働関係法の知識を得る機会の提供や、啓発を行っていきます。

・刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、市民の意識の中に根強い偏見、差別意識などがあり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。

刑を終えて出所した人については、その更生を支え、社会復帰に資するため、地域住民の偏見や差別をなくし、理解と協力を得る目的で、啓発活動を実施します。

- ・ **婚外子**

婚外子[※]（嫡出でない子）については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に偏見や差別を受けないよう、啓発の推進に努める必要があります。

- ・ **北朝鮮当局による拉致問題など**

北朝鮮による拉致問題は、重大な人権侵害であり、国においても拉致被害者を救出すべく様々な取り組みが行われています。2006年（平成18年）には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務などが定められました。拉致問題などの解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間[※]」を中心に啓発活動を推進します。

第3章 人権教育・啓発の推進-人権文化の構築-

1 人権教育・啓発の推進—人権文化の構築とは

人権の尊重を人間のあらゆる営みの基本とする文化＝人権文化の構築が求められています。

人権文化を構築するということは、市民の一人ひとりが「人権を大切にする」という意識を高め、そのことを日常生活の中での行動規範とすることであり、同時に社会全体としても「お互いの人権を尊重し合う習慣、風土を築いていく」という社会的コンセンサスを形成していくことです。

そして、人権文化は、市民一人ひとりが日常生活の中で、他人の人権問題を自分の人権問題としてとらえ、ともに解決していこうという「市民意識」を高め、「人権とは何か」を常に考え、理解し、行動することを積み重ねていくことにより構築されます。このことは、様々な差別をなくし、自己実現が可能な豊かな社会を築く基本となります。

また、人権文化を構築するための人権教育は、市民一人ひとりの生活への問い直しから始まり、単に人権に関する知識を身に付けるということにとどまりません。差別の現実を深く学ぶことによって、差別を生み出している日常のくらしや地域社会と自分とが無関係でないことに気づき、差別を受けてきた人々の痛みに共感し、より豊かな人間関係の中で生きていきたいという願いをもって、人間が人間らしく生きる権利を日常生活のあらゆる場面において実現するよう、尊厳を確立するための方法や手段を学ぶためのものです。

人権教育には、

「人権としての教育」 教育を受けることが人権であり、様々な理由で教育の機会を奪われてきた人々に対し、教育を保障すること。

「人権についての教育」 …… 人権について教えること。

「人権のための教育」 …… 人権を尊重する社会や個人を育てようとする
こと。

「人権を大切にする教育」 …… 学習過程そのものも人権が守られた状況
中で展開されるべきであるとする
こと。

の側面があるといわれ、人権教育が生涯にわたる総合的な取り組みといわれるところ
です。

今後、人権教育を実施しようとするときは、こうした意味を十分に認識し、常にあらゆる差別や偏見をなくし、すべての人々が豊かにいきいきと暮らせ

るよう、より一層人権意識の高揚と啓発の充実を図ることが求められています。また、国際化が進む中で、異なる文化、習慣、価値観などを理解し、尊重しあえるような共生の心を育てるための教育の充実も、差別のない社会づくりを目指す上で、重要な課題となっています。

2 人権の多面性を理解する

人権とは一般に何かむずかしいものにとらえられ、また人権問題とは差別の問題としてのみ、あるいは他人ごととしてとらえられがちです。しかし、人権の問題とは、すべての人が自分らしく生きること、お互いを尊重し合い、自己実現を可能にする社会を築くことにほかなりません。こうしたことから、人権問題をすべての人にとっての生活上の問題として多面的にとらえ、個々人の人権意識を高めることが必要となります。

例えば、高齢者、障がいのある人あるいは子どもにとって住みやすいまちづくりを行うことは、だれにとっても住みやすいまちづくりを行うことであり、身近な人権の問題です。歩道の段差や点字ブロック上の自転車の放置などの解消、トイレの手すりの工夫、エレベーターの低い位置へのボタンの設置などが人権への配慮といえます。人権に配慮したまちづくりを行うことは、豊かな出会いとふれあいの場の確保につながり、障壁のない地域社会の形成に役立つものとなります。

また、環境に関する問題も、安心して暮らせることと密接に関係することから人権の問題であると言えます。さらに、戦争は、最大の人権侵害であり、平和のないところに人権は存在しないと言えることから、平和の問題はとりも直さず人権の問題です。

このように、人権は一人ひとりの生活と深く関わる多面的なものであり、人権啓発事業は、こうした人権を尊重する確かな市民意識の形成とそれに基づくまちづくりに寄与するものでなければなりません。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」「個人の尊厳」といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチとがあることから、この両者を組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域社会に即した事業展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。

3 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発を推進するためには、保育所・幼稚園、学校、地域社会、家庭、企業などのあらゆる生活の場が教育や啓発の場になるため、前章で掲げた各問題について常に配慮しながら、人権意識の高揚を図るために実施してきた同和教育や啓発活動の成果を踏まえ、様々な手法を用いて、人権教育・啓発を積極的に推進していく必要があります。

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園

(現状と課題)

○現状

保育所・幼稚園・認定こども園は、人間形成の基礎を作る時期にある子どもが、その生活時間の大半を過ごすところです。家庭や地域社会と連携することで、子どもが自己を十分に発揮する活動ができるようにし、また、健全な心身の発達を図り、豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。さらに他児との生活や遊びの中で、思いやりを深め、人の立場を考え行動することやいたわりの気持ちを持つことなど、人権を尊重する心を育み、人と関わる力を養う取り組みを推進しています。

保育所では、多様化する生活様式や社会の変容の中で、子どもが置かれている実態を学び、一つ一つの問題を保育所の課題としてとらえ、その解決に取り組むことを基本方針に、家庭・地域・小学校・人権啓発機関と連携して子育て環境を変えていく努力をしています。さらに、核家族が増えるなか、子どもをみんなで育てようと保護者同士のつながりを目指した子育て支援の取り組みを行っています。

また、地域とのつながりの中で、子育て機能を高めるように「地域子育て支援センター*」と地域社会が密着し、子育てのネットワークを作り、地域社会の子育ての問題を気軽に相談できるように努めています。

さらに、「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」が会員となって、お互いに助け合う相互援助機関として、「ファミリーサポートセンター」を設置しています。

○課題

すべての保育所・幼稚園・認定こども園で「同和保育」の観点から、地域社会や家庭と連携し、「人権を大切にすることを育てる保育」の充実を図り、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

(取り組みの方向)

すべての保育所・幼稚園・認定こども園に対し、「人権を大切にする心を育てる保育」を働きかけるとともに、家庭・地域社会・小学校との連携を密にして、子どもの発達の全体的な姿を把握し、それぞれの役割を十分理解し、一人ひとりの子どもの特性や発達の課題に留意した保育に向けて支援していきます。また、保育所・幼稚園・認定こども園の職員があらゆる人権問題について正しい理解と認識をさらに深めるとともに、具体的実践につながるための研修を行っていきます。

(2) 小・中学校

(現状と課題)

○現状

学校教育では、国・府・市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要があります。

小・中学校においては、これまでの同和教育の中で積み上げられてきた成果と評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重する心を育むとともに、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、あらゆる人権問題の解決に向けた実践的態度の育成に努めています。このことを円滑に進めるため、校種間の連携及び学校間の交流を強化し、児童生徒の発達段階に即した系統的・計画的な推進を図り、日常的・系統的な教職員研修を進め、認識の深化と指導力の向上を図っています。

また、いじめや性の問題など、子どもを巡る人権上の課題が非常に多様化・複雑化しており、それらの問題に対して人権を侵害をすることのないよう、人権意識を醸成する教育を行っています。

さらに、保護者や地域社会に、同和問題や人権にかかわる問題を提起し、課題解決を目指した啓発を図ったり、社会教育や関係行政機関との連携を強化するとともに、授業公開や懇談会などを通して地域社会に根ざした実践を進めるよう努めています。

教育の方針としては、基礎的・基本的な学習内容の確かな定着を図るとともに、個性を生かす教育を推進しています。そのことにより、まず自ら学ぶ意欲と自ら考える態度を育て、人間としての生き方に関わる指導を基礎にして、児童生徒の個々の目的意識を高め、自らの進路を切り拓く能力の育成に努めています。

○課題

児童生徒が、同和問題など様々な人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく態度の育成に課題がみられます。

また、多様な個性が存在する学校において、様々な人権問題が内在しているため、それぞれの個性を尊重した対応が必要になります。中には心理面や福祉面において専門的知識が必要となる場合もあり、その局面においてどのように対応していくかが課題となります。

さらに、学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていないなど、指導方法の問題や、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしも行きわたっていないなどの問題も指摘されています。

(取り組みの方向)

人権教育の推進にあたっては、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチとそれぞれの人権問題の解決という個別的な視点からのアプローチにより、人権意識の高揚とあらゆる人権問題の解決を図る必要があります。

このため、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、それが日常生活において自然に態度や行動として現れるようにすることや、同和問題など様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、自ら気づき、主体的に考え、解決しようとする態度・技能・能力など「人権感覚」を育成することが求められています。また、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域社会の実情に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があります。

こうした基本的な認識に立ち、次の点に留意して人権教育を進めることが大切です。

① すべての教育活動を通じた推進

人権に配慮した教育活動などに努めるなど、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、一人ひとりを大切にされた教育の推進を図る。そのため、「指導の重点*」などを踏まえ、学校や地域社会の実態・課題の状況などを十分に把握して、人権教育推進計画を策定する。また、校長主導の全校推進体制を充実させるとともに、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践に努める。

- ② 人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けた実践的態度の育成
互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、それが日常生活において自然に態度や行動として現れるよう、実践的態度の育成を図る。また、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、その解決に向けた態度・技能・能力など「人権感覚」の育成を図る。
- ③ 生涯学習の視点からの推進
生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、就学・修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できる能力を身に付けさせる。
また、一人ひとりを大切にした教育を推進する観点から、個々の児童生徒の実態・課題に応じた効果的な指導を行う。
- ④ 家庭・学校・地域社会・関係機関の連携
人権教育の推進にあたっては、日常的・継続的な家庭との連携を強化するとともに、校種間連携、地域連携、関係機関連携などを図り、個々の課題に即したきめ細かな指導に努める。
また、児童生徒の発達段階に即した体系的・計画的な人権教育を推進するために、継続的な校種間連携や学校間交流に努める。
- ⑤ 社会教育等との連携
社会性や豊かな人間性を育むため、多様な体験活動の機会の充実に努めるとともに、様々な人権問題の解決を目指して総合的な取り組みを推進するため、社会教育との関連性を深めながら、関係行政機関との連携を図り、地域社会の深い信頼の下に実践を進める。
- ⑥ 教職員の認識の深化と指導力の向上
児童生徒の人権意識の高揚を図る上で、教職員が重要な役割を担うため、教職員自らが豊かな人権意識を持つとともに、人権教育に関する知識・技能を向上させることにより、人権尊重を踏まえた教育活動を進めることが大切である。
そのため、各学校における日常的・系統的な研修や市立教育支援センターなどにおける研修講座などにより、人権教育を進めていくための認識の深化と指導力の向上に努める。

(3) 地域社会

(現状と課題)

○現状

本市では、人権問題への市民の理解と認識を深め、人権擁護思想の普及・高揚を図るための啓発活動を展開しています。

具体的には、12月の人権週間の「人権を考えるつどい」「障がい者(児)の人権を考える市民のひろば」の開催や街頭啓発、長岡京市人権啓発推進協議会と長岡京市、長岡京市教育委員会による「人権問題研究市民集会」をはじめとした各種研修会。また長岡京市人権啓発推進協議会では人権問題をテーマにした映画会や「市民人権バスツアー」を行っています。さらに男女共同参画を実現するためのフォーラムの開催や各種講座の開設、及び「広報長岡京」や山城人権ネットワーク推進協議会*が発行する「人権を考える情報紙 jinken」を通じての啓発活動などを実施しています。その他にも、社会教育施設においても人権に関する学習機会の提供に努めています。

○課題

地域社会には、同和問題など様々な人権問題が存在しており、人権教育・啓発が未だ不十分であると指摘されています。したがって、地域社会の実情に応じた情報提供や学習機会の提供を支援するとともに、市民のニーズにあったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが必要です。

講演会や研修会といった学習会では、参加者の固定化や事業のマンネリ化の傾向がみられ、また、一方的に話を聞くということが中心になり、参加者が受け身がちになっています。その解決策として、人権意識が高い低いに関係なく、興味、関心度、学習段階に応じた内容や手法を工夫して、自主的かつ積極的に参加を促すことのできる、魅力ある学習機会の提供が必要です。

具体的な実践方法としては、自治会やPTAをはじめとした各種団体が中心となって、長岡京市人権啓発推進協議会などの関係団体と連携しながら自主的に人権の学習プログラムを作り、中央公民館や各自治会館、学校などを利用して、地域社会で学習する場を設けることが考えられます。さらに、市民が人権教育に広く参加するためには、日常生活の中で、各分野にわたる人権問題の研修を進められる身近な指導者が必要となっています。

(取り組みの方向)

市民一人ひとりがあらゆる機会を通じて、自発的な学習や人権教育へ積極的に参加するよう、地域社会における教育・学習の機会の充実や、学びたいという意欲に対応した内容についても、十分に配慮した取り組みを推進します。

また、市民の自主的な人権研修・学習などを進められる指導者の養成については、市職員研修での人材養成を検討するほか、長岡京市人権啓発推進協議会や人権擁護委員の活動と連携し、人材の養成に努めるとともに、相談や助言ができる体制の整備を図り、地域社会における学習を積極的に支援します。

さらに、新しい価値意識でつながる日常生活（地域社会・家庭）を創造していく手がかりになるような小サークルや同好者の集まりなどを積極的につくっていくことが大切であり、こうした自発的な市民組織の育成と援助を推進する中で人権教育・啓発を推進していくことのできる市民組織の設立を目指します。

(4) 家庭

(現状と課題)

○現状

家庭での知識・情報は、家族、特に子どもに大きな影響を及ぼすため、人権に関わる知識・情報は、予断や偏見に基づく誤ったものではなく、正確なものでなければなりません。

それぞれの家庭が、地域ぐるみで日常的に人権問題を考えていく姿勢が大切であり、そのことがこれからのコミュニティに課せられた重要なテーマとなっています。

○課題

親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など家庭の教育機能の低下の問題が指摘されており、そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。

さらに、家庭内における暴力や虐待といった人権侵害も発生するなど深刻な問題も増加しています。

また、家庭においては、地域社会や学校など様々な場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育むことが求められています。

(取り組みの方向)

家庭における、人権教育の機能を高めることは、個人の人権を尊重し得る感性豊かな人間を育むことにつながり、人権教育の推進にとって大きな力となります。子どもの人格形成に大きく関わる家庭教育に対し、学校・保育所や地域社会における子育て支援事業*などとの連携を図りながら、より積極的に人権尊重精神の普及・啓発に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者などに対し、「子育て相談会」を実施する等、相談事業や相談体制の充実に努めます。さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校などの他機関や地域社会との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

(5) 企業・職場

(現状と課題)

○現状

企業・職場は、その企業活動・営業活動などを通じ、地域社会に深く関わるとともに、地域社会の雇用の場を確保するなど地域社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

本市では、企業や職場で実施される人権研修への講師の派遣や学習教材の貸し出しなどの支援を行っています。

○課題

企業は、社会的な責任として、就職の機会均等を保障することや、就職後の労働条件（処遇）の公平性の確保に努めなければなりません。特に近年ではセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの問題が顕在化しているため、それをなくしていく取り組みが必要です。

また、企業や職場での研修と言えは業績の向上を図るためのものと想定しがちですが、同時に豊かな人権感覚を備えた社会人を育てるということも、今や、企業に課せられた重要な責務であり、企業がその社会的役割を十分に認識し、人権教育の推進に貢献することが望まれます。

さらに、企業においては、企業活動や営業活動、職場内での人権尊重に対する態度や取り組みが社会からの信頼と企業の発展につながり、人権尊重の社会の実現にも大きな責任を担っています。コンプライアンスの徹底やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進など、だれもが働きやすい職場環境の構築といった企業の社会的責任（CSR）が求められます。

(取り組みの方向)

企業は、その社会的責任として、就職の機会均等を保障した公正な採用選考に努めることはもとより、企業内研修の充実を図り、地域社会の構成員として地域社会での啓発活動に参加するなど、積極的な役割が求められています。そのため、行政として情報提供や人権に関わる取り組みを促すなど、支援や働きかけを行っていきます。

4 人権に特に関係する職業従事者に対する研修などの推進

(1) 市職員

(現状と課題)

○現状

市職員一人ひとりが人権に関わりの深い公務員としての自覚を高め、人権意識の高揚を図るために、人権（同和）問題についての採用時の職員研修をはじめとする階層別の研修や部局単位での自主研修の実施、人権（同和）問題の解決を目指して開催される諸集会、講座などへの参加を促進してきました。また、「障がいを理由とする差別の解消推進に関する長岡京市職員対応要領」や「セクシュアル・ハラスメントの防止などに関する規程」などを定め、様々な人権に対して意識づけを行っています。

○課題

今後も、従来の同和問題はもとより女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人など、幅広い人権問題の研修に積極的に取り組むとともに、新たに顕在化している人権問題にも焦点をあて取り組む必要があります。

(取り組みの方向)

本計画を推進するための大切な条件の一つとして掲げられるのが、市職員の人権意識・人権感覚を高めるということです。市職員はその職務上、市民の人権に深く関与していますので、すべての市職員が人間として、また公務員として十分な人権感覚を身につけ、常に人権の視点に立って職務を遂行することが必要です。

こうした認識のもと、全市職員を対象とした人権問題に関する研修を充実することはもとより、各部局において担当する業務内容を考慮した人権研修を積極的に実施します。これからの人権に関する取り組みは、人権啓発担当部局だけのものではなく、すべての部局で取り組むものであるとい

う意識を全市職員に徹底させ、「自分の仕事を通じて、どうすれば人権擁護に寄与できるのか」ということを考える積極的な意識を持った市職員を養成します。

(2) 教職員・社会教育関係職員

(現状と課題)

○現状

教育の担い手である教職員は、未来を担う子どもの人権を尊重するとともに、子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。

こうしたことから本市では「学校教育の重点」の中に人権教育に関する内容を盛り込み、取り組みを進めています。

また、地域社会における人権教育の担い手である社会教育関係職員は、それぞれの地域における人権学習を積極的に推進していく指導者としての資質の向上を図ることが必要です。

○課題

子どもに対して人権教育を行うには、教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや人権教育に関する指導力を向上させることが不可欠です。特に、いじめ対策や体罰根絶、生徒の個性を尊重した教育に向け教職員研修を徹底することが必要です。

(取り組みの方向)

教職員について、日常的な研修・各種人権研修会への参加を基本としながら、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、及びいじめ、障がいのある子どもの問題や同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深め、知識や技能を向上させることによって、問題に対する対応力と指導力を高めます。

また、社会教育関係者に対しては、地域社会における人権教育に関して認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての資質の向上を図るため、研修の一層の充実に努めます。

(3) 医療関係者

(現状と課題)

○現状

医療は、生命と健康に直接かかわるものであり、インフォームドコンセント*（説明と同意）の徹底などにより患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が必要です。

また、医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、プライバシーへの配慮など患者の人権についての深い理解と認識のもと、人権教育・啓発の一層の促進が必要です。

○課題

患者が安心して医療を受ける環境を整えるには、患者や家族の人権を大切にした丁寧な対応が求められています。

(取り組みの方向)

患者が安心して医療を受け、健康な生活を営むことができるよう、インフォームド・コンセントの徹底や適切な患者への処遇など、医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの人権意識の一層の向上を図れるよう、啓発に努めます。

(4) 保健福祉関係者

(現状と課題)

○現状

市民にとって身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障がいのある人などと接する機会の多い保育士や民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師などの保健福祉関係者に対して、人権意識の高揚に向けた研修を行っています。

○課題

保健福祉関係者は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、プライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識の上に、人権に配慮した対応が求められています。

(取り組みの方向)

社会福祉施設などにおける高齢者や障がいのある人に対する虐待の可能性もあることから、保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、関係団体などにおける人権研修の充実に支援します。

5 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。このため、今後とも、指導者研修の内容、方法について、体験的、実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供などを行い、その活動を支援します。

6 計画推進の体制づくり

(1) 長岡京市における推進体制の充実

本市における全庁的な組織として設置している「長岡京市人権教育・啓発推進計画推進本部」により、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。また、関係部局においては本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実に努めるなど、その着実かつ効果的な実施を図ります。

(2) 京都府、近隣市町村、関係団体などとの連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、京都府、近隣市町村、関係団体との連携が不可欠です。

本市では、山城地区の15市町村で構成する「山城人権ネットワーク推進協議会」などを通じて、行政機関や関係機関などが連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開していきます。

市民啓発の推進組織である長岡京市人権啓発推進協議会や企業の取り組みについても充実に呼びかけ、本市としても活動の支援、研修などの内容・方法について、適切な指導・助言を行い、連携の強化に努めます。

(3) 市民の主体的な啓発活動の支援

近年、様々な場面で、市民の主体的な取り組みが進んでいます。

啓発の形態も行政から市民への一方的な伝達（「知識伝達型」「教化説明型」「意識啓発型」）というあり方ではなく、市民から行政への課題提起もできるような伝達方法の改善が求められるようになってきました。

また、市民自らが啓発事業を実施することは、人権問題を自分の問題としてとらえる良い機会となるため、本市はその活動の支援を行います。

7 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢の人々を対象とするものであることから、活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

効果的な手法による人権教育・啓発の実施にあたっては、次のことに留意して進めます。

①わかりやすい言葉を用いる

だれもが理解できる言葉や表現を用います。

②身近な事例を引用する

人権を身近な問題として考えるために、講師やテーマの選定にあたっては、だれもが共感でき、感性に訴えることのできる日常的なものとしします。

③受講者参加型の方法とする

人権を自分の問題として考えるためには、自らの思考パターンや行動パターンに気づき、自らの人権意識を高めることが重要です。このために、講師が一方的に知識を付与する研修だけでなく、受講者参加型の学習方式を取り入れていきます。

④いろいろな機会を活用する

人権問題は、特定の間人間や団体だけが関与するものではありません。広く市民の日常生活と密接な関わりがあることを自覚し、行動することに結びつけるために、日常生活の中のいろいろな機会を活用し、機会の拡大を図り、身近な場所での啓発・学習活動を充実することが必要です。

地域社会での文化・スポーツ団体などにおいても本来の活動だけでなく、その一環として人権に関する啓発・学習活動を実施するよう働きかけていきます。

⑤効果的な情報提供を行う

情報社会である今日、多様な啓発方法が考えられます。人権に関する情報の提供においては、従来にとらわれず、より効果的な啓発媒体（映像機器・インターネットなど）を選択し、人権問題が他人事ではなく、我が事として認識され、市民の理解や共感を得られるように努めます。また、人権問題に関する講演会、研修会なども、参加者が自ら進んで学習し、実践することに真の価値があり、市や関係団体における様々な人権に関する講座やイベントについても積極的に情報の提供を図り、幅広い住民の参加を得られるように努めます。

⑥市内の高校・大学との連携

若者層の参加をうながすために、市内の高校や大学との連携を図り、若者自らが企画・立案に参画できる事業の実施に努めます。

⑦系統的学習を設定する

一般的に、人権学習を積み重ねた人は人権意識が高いと言われます。

これは、系統的学習の効果のあらわれであり、入門的な学習を終えた人が系統的に学習できる場の提供に努めます。

用 語 解 説

用語解説

あ行

□「いじめ防止対策推進法」

2011年（平成23年）に発生したいじめ自殺事件を踏まえ、2013年（平成25年）9月に施行された法律。「いじめ」についての定義を明らかにするとともに、学校及び学校の教職員の責務が規定された。

□「インフォームドコンセント」

医療従事者（特に医師）が患者に対し、診療の目的・内容を十分納得できるよう説明し、同意を得ること。

□「エイズ」

後天性免疫不全症候群のこと。HIVに感染することによって（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症する様々な病気（症候群）の総称。

□「HIV」

ヒト免疫不全ウイルスのこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。HIVは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

□「LGBT」

レズビアン、ゲイ、バイ・セクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障がいを含む）の頭文字を取った総称であり、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）を指す。個々人のセクシュアリティは、①身体の性、②心の性、③好きになる性の組み合わせでできているので、実際には多様性がある。

□「エンパワーメント」

男女共同参画社会の実現のためには、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことをいう。

か行

□「外国籍府民」

京都府内に居住する外国籍の人々。京都府では、異なる文化や生活習慣、価値観を持つ人々が京都府において共に暮らす府民（外国籍府民）として、不合理な差別を受けないことがないよう、様々な施策がされている。

□「介護保険制度」

1997年（平成9年）に制定された介護保険法に基づき、社会連帯を基本として、公的な保険制度により介護サービスを提供しようとするもので、2000年（平成12年）から実施されている制度。

□「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とした「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が2006年（平成18年）6月に施行され、毎年12月10日から同月16日までの期間が「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められた。

□「規約人権委員会」

「市民的政治的権利に関する国際規約」（自由権規約、国際人権B規約）の各締約国の順守状況を監視するために国連に設置された機関。5年に1回、締約国政府が提出した報告書をもとに、締約国政府代表と議論しながら審査する。

□「共生社会」

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

□「京都府国際化プラン」

京都府の国際化施策を総合的に推進していくための指針。1995年（平成7年）4月に策定された。

□「京都府子どもの貧困対策推進計画」

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画として、2015年（平成27年）3月に京都府が定めた計画。

□「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」

障がいのある人もない人も、全ての府民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目的とし策定された条例。2015年（平成27年）4月施行。

□「高齢社会対策基本法」

急速な高齢社会の到来に対応するため、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、1995年（平成7年）12月に成立、施行された法律。

□「国際識字年」

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年、1990年（平成2年）。「2000年（平成12年）までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置付けられるもの。

□「国際児童年」

児童の権利の保障を目指す契機となる国連が提唱した年。1979年（昭和54年）。

□「国際障害者年」

障がいのある人の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年、1981年（昭和56年）。

□「国際人権規約」

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 ②市民的及び政治的権利に関する国際規約 ③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）6月に批准している。

□「国際婦人年」

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年、1975年（昭和50年）。

□「国際理解教育」

国際社会に生きる日本人としての自覚と責任感を持ち、国際的視野で行動することのできる真の国際人の育成を目指す教育。他の国や民族の主体性を尊重し、文化や伝統を価値のあるものとして認め、理解する態度を育む。

□「国連人権高等弁務官」

国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。1994年（平成6年）創設。

□「子ども・子育て支援法」

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法、その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的として2015年（平成27年）4月に施行された法律。

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことを、「子ども・子育て支援制度」という。

□「子育て支援事業」

学校や保育所の子育てに関する知識や経験などを活用して地域社会の育児力の向上を図るとともに、児童に対する適切な援助及び子育て中の家庭を支援する事業。

□「子どもの貧困対策の推進に関する法律」

子どもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることがないように子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。2014年（平成26年）1月施行。

□「婚外子（非嫡出子）」

法的には非嫡出子といい、法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子どもをいう。法律婚から生まれた子どもは「嫡出子」という。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

さ行

□「指導の重点」

教育委員会がその年度の学校教育、社会教育を進めていく方向と今日的課題に基づく取組の努力点を示し、各学校及び社会教育関係機関などにおける教育活動の指針とするものである。

□「児童憲章」

児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童は良い環境の中で育てられる、という3つの原則を謳っている。1951年（昭和26年）5月5日にわが国で宣言。

□「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」

1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994年（平成6年）4月に批准している。

□「障害者基本法」

障がいのある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。

□「障害者週間」

「国際障害者デー」の12月3日から「障害者の日」である12月9日までの期間。国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としている。

□「障害者の権利に関する条約」

2006年（平成18年）12月に国連で採択された条約。障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置などを締結国に求めている。我が国は2014年（平成26年）1月に批准している。

□「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律（施行は一部の附則を除き2015年（平成28年）4月1日）。

□「新京都府人権教育・啓発推進計画」

2005年（平成17年）に京都府の人権教育・啓発を総合的かつ計画的に進めるための基本指針として策定。2015年（平成27年）までを目標として策定された計画。

□「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

人権擁護推進審議会の答申を受け、人権教育・啓発を推進することを目的として2000年（平成12年）12月に制定された法律。

□「人権教育・啓発に関する基本計画」

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年（平成14年）3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

□「人権教育のための国連10年」

1994年（平成6年）の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められました。これを受けて、国においては、1995年（平成7年）12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画を策定。

□「人権教育のための国連10年京都府行動計画」

人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として、1999年（平成11年）3月に人権教育・啓発推進に係る京都府の基本的指針として策定された計画。この計画に基づき、知事を本部長とする人権教育のための国連10年京都府行動計画推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策で積極的な取組が推進された。

□「人権教育のための世界計画」

2004年（平成16年）末の「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、数年のフェーズ（段階）ごとに特定の領域に焦点化した行動計画を策定している。2004年の第59回国連総会にて決議。

□「ジェンダー・ギャップ指数」

男女間の格差を数値化したもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

□「生活困窮者自立支援法」

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体を実施主体とし、生活困窮者から就労その他の自立に関する相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成して包括的・継続的支援を行う「自立相談支援事業」や、離職により住宅を失った生活困窮者に対して家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する事業などを実施。2015年（平成27年）4月施行。

□「成年後見制度」

身体的あるいは精神的事情のために身上監護や財産管理を十分になしえなくなった成年者を対象に、必要な援助を各種専門分野が行う制度。本人の能力に応じた援助をするために、自治体・医療・福祉・法律あるいは人権擁護など各専門分野が協力する制度で、2000年（平成12年）に施行。

□「世界エイズデー」

1988年（昭和63年）に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、エイズに関する啓発活動などの実施を提唱して12月1日を設定。

□「世界人権宣言」

1948年（昭和23年）12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

□「世界保健機関（WHO）」

世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。

た行

□「多文化共生」

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

□「男女共同参画社会」

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

□「地域改善対策協議会」

1982年（昭和57年）3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。意見具申としては、1984年（昭和59年）6月、「今後における啓発活動について」、1986年（昭和61年）8月、同協議会基本問題検討部会から「基本問題検討部会報告書」、同年12月「今後における地域改善対策について」、1991年（平成3年）12月「今後の地域改善対策について」、1996年（平成8年）3月、「総括部会報告書」、それを受けて、同年5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が内閣総理大臣に提出されている。

□「地域交流支援事業」

同和地区及びその周辺地域を対象に、隣保館などを拠点とした各種講座やイベントなどの多彩な取組を推進することにより、住民の主体的な生涯学習活動を振興し、相互理解と連帯を深め、共に豊かに生きる地域社会づくりを目指す事業。

□「地域子育て支援センター」

域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、専任の保育士による子育て指導、親子のふれあいを深める事業、子育て相談などを通して子育てを支援する施設。

□「地域包括支援センター」

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送れるように、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から高齢者の生活を支えていくための拠点となる機関。主任ケアマネジャーや保健師、社会福祉士などの専門職が連携して対応し、高齢者の生活を支援している（介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護など）。

□「同和対策事業特別措置法」

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上などに寄与することを目標とした。1969年（昭和44年）に成立。

□「同和対策審議会の答申」

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965年（昭和40年）8月に「同和地区に関する社会的および経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

□「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」

インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダなどが負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律（プロバイダ責任制限法）。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダなどは被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダなどに削除依頼をすることができる。

な行

□「難病」

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当然疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

□「長岡京市第4次総合計画」

長岡京市におけるまちづくりの方向を示すものであり、行政における施策の総合的かつ計画的な推進や適切な行財政運営の指針となる計画。計画期間は2016年（平成28年）から2030年（平成42年）までの15年間。

□「ノーマライゼーション」

障がいのある人や高齢者など、社会的に不利益を受けやすい人々を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

は行

□「パープル&オレンジリボンプロジェクト」

女性に対する暴力と子どもへの虐待根絶に向けた長岡京市の取り組み。

□「パタニティ・ハラスメント」

男性社員が、育児休業など育児のための制度を利用する際に、同僚や上司などから妨害を受けること。

□「バリアフリー」

高齢者や障がいのある人が地域社会の中で普通に暮らせる社会づくりをめざすノーマライゼーションの理念に基づいて、物理的、心理的な障壁（バリア）を取り除いていこうという考え方。

□「ハンセン病」

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

□「ハンセン病元患者の宿泊拒否問題」

2003年（平成15年）11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生したという問題。

□「部落差別の解消の推進に関する法律」

部落差別のない社会を実現することを目指し、部落差別解消のための施策として、国及び地方公共団体が相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることなど規定している。2016年12月に成立、施行。

□「プロバイダ」

インターネット接続業者。電話回線やデジタル通信網などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピュータをインターネットに接続するのが主な業務。

□「放課後児童クラブ」

保護者が就労などにより、昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後や学校休業中に適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業。

□「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス特措法）」

2002年（平成14年）8月施行。ホームレスを定義するとともに、ホームレスの自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援などに関して、国と地方公共団体の責務などを規定。なお、2012年（平成24年）6月、10年間の時限法であった法の期限がさらに5年間延長されている。

□「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチをなくすことを目指した法律。2016年（平成28年）6月施行。

ま行

□「マタニティハラスメント」

働く女性が妊娠・出産、育児休業などを理由として解雇、減給、降格などの不利益な取扱いを受けること。

や行

□「山城人権ネットワーク推進協議会」

2009年（平成21年）に山城地区における「人権尊重理念の普及」と「さまざまな人権問題の解決」を図るため、広報啓発事業、就業促進事業を行う事を目的に府南部15市町村の行政及び賛同する企業などで設置された。

ら行

□「ライフステージ」

幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

□「リプロダクティブヘルス／ライツ」

出産・妊娠などの性と生殖に関して、自分の思いが尊重され、生涯にわたり健康でいられる権利のこと。